# 平 成 24 年

# 宝達志水町議会会議録

**第 3 回定例会** 平成24年 9 月10日 開会 平成24年 9 月14日 閉会

宝達志水町議会

# 本定例会に付議された議案件名

議案第45号	平成24年度宝達志水町一般会計補正予算(第2号)
議案第46号	平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第47号	平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)
議案第48号	宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例について
報告第13号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について
認定第1号	平成23年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成23年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
	について
認定第6号	平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
	いて
認定第7号	平成23年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
認定第8号	平成23年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
認定第9号	平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
請願第3号	石川県知事あてに志賀原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書の
	採択を求める請願

# 平成24年9月10日 (月曜日)

# ◎出席議員

奢 達 典 番 守 則 番 久 9 田 幸 俊 2 番 久 保 六 10 番 北 本 3 番 土上 猛 11 番 金 田 之 治 4 番 柴 田 捷 12 番 小 島 昌 治 番 宮 本 満 番 幸 5 13 北 信 6 番 津 田 勤 14 番 近 岡 義 治 番 林 8 郎

# ◎欠席議員

なし

# ◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 議会事務局長
 米 谷 勇 喜

 次
 長 岡 田 正 人

# ◎説明のため議場に出席した者の職氏名

長 町 津 達 田 長 副 町 中 谷 浩 之 教 育 長 下 茂 Ш 参 事 北 山 茂 夫 総 務 課 長 太 田 永 作 財 政 課 長 松 浦 敏 昭 情報推進課長 高 下 良 博 住 民 井 課 長 村 隆 税 務 課長 溝 和 夫  $\Box$ 環境安全課長 粟 典 原 政

健康福祉課長松栄 忍 保健予防課長 中村 努 産業振興課長 近 岡 和 良 ふるさと振興室長 村 井 仁 志 地域整備課長 谷 川 弘 学校教育課長 田村 淳一 生涯学習課長 伸 行 村井 会 計 課 長 林 谷 茂 和 志雄病院事務局長 高 畠 信 夫

# ◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	諸般の報告		
日程第4	議案第45号	平成24年度宝達志水町一般会計補正予算(第2号)	
日程第5	議案第46号	平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第	
		1号)	
日程第6	議案第47号	平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会	
		計補正予算 (第1号)	
日程第7	議案第48号	宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例につ	
		いて	
日程第8	報告第13号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について	
日程第9	認定第1号	平成23年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定に	
		ついて	
日程第10	認定第2号	平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出	
		決算の認定について	
日程第11	認定第3号	平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳	
		出決算の認定について	
日程第12	認定第4号	平成23年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算	
		の認定について	

日程第13 認定第5号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会

計歳入	.歳出決算の認定	について

日程第14	認定第6号	平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳	
		入歳出決算の認定について	
日程第15	認定第7号	平成23年度宝達志水町水道事業会計決算の認定につい	
		て	
日程第16	認定第8号	平成23年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定につ	
		いて	
日程第17	認定第9号	平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計	
		決算の認定について	
日程第18	請願第3号	石川県知事あてに志賀原子力発電所の再稼働をしない	
		ことを求める意見書の採択を求める請願	
日程第19	議案に対する質疑		
日程第20	町政一般についての質問		
日程第21	決算特別委員会の設置および同委員の選任		
日程第22	委員会付託		

#### ◎開会・開議

○議長(北本俊一君) ただいまから平成24年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(北本俊一君) それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、6番 津田 勤 君、5番 宮本 満君を指名いたします。

## ◎会期の決定

○議長(北本俊一君) 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの5日間にいたしたいと 思います。これに御異議ございませんか。

[「異議あり」という声あり]

○議長(北本俊一君) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期を本日から9月14日までの5日間とすることに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

○議長(北本俊一君) 起立多数です。したがって、会期は本日から9月14日までの5日間に決定いたしました。

# ◎諸般の報告

O議長(北本俊一君) 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議員視察報告は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意 見書の採択についての依頼文書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。 次に、監査委員から平成24年5月分、6月分及び7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。 これで諸般の報告を終わります。

# ◎提出議案の上程・説明

○議長(北本俊一君) これより、本日提出のありました議案第45号 平成24年度宝達志 水町一般会計補正予算(第2号)から、認定第9号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事 業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

〇町長(津田 達君) 本日ここに、平成24年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折りにもかかわりませず、御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、当面する諸課題への取り組みと本定例会に提案いたしました諸議 案の概要について、順次御説明を申し上げます。

まず、防災対策について申し上げます。

地域の総合的な防災力の強化を図るため「宝達志水町地域防災計画」の見直しを進めているところであります。

見直しにあたっては、国や石川県の防災計画との整合性を図りながら、地震、津波、原 子力災害編等を充実させることといたしております。

また、津波やため池災害の被害を予測し、その被害範囲を示したハザードマップ作成に 要する経費を今定例会に計上いたしたところであります。

来年度には、これらデータを活用し、津波、ため池、土砂災害に係る危険箇所を網羅した包括的なハザードマップを作成し、全戸へ配布いたしたいと考えております。

次に、10月21日に予定している町防災訓練についてであります。

より現実的に即した訓練を実施いたしたいと考え、本年度から地域を絞って開催をいたします。

規模は縮小するものの、起こり得る災害を想定して実施するものであり、本年度は宝達

校下住民を対象に、住民参加による避難訓練、避難情報伝達訓練、避難所運営訓練等を予 定しております。

今後は、町民の皆様とともに、地域の防災力の強化や防災意識の向上を図るため、順次 対象地区を変えて防災訓練を実施してまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じ ます。

次に、新病院建設基本構想について申し上げます。

地域住民の健康と医療の確保を図るため、また、災害時の拠点病院としての役割を果たすため、老朽化した志雄病院の移転新築を計画しており、このたび志雄病院整備検討委員会のご意見を伺いながら、新病院建設基本構想を策定いたしたところであります。

現在の病院は、昭和38年3月に建設され、増改築を繰り返しながら今日に至っており、設備も老朽化し、耐震性能も不十分であります。

施設整備計画としては、現在の診療科を維持しつつ、医療情勢の変化に応じて必要な見直しを行うほか、病棟の規模、医療機能や医療環境の充実、在宅医療への推進、地域医療連携室の設置、災害への対応などの基本方針を定めております。

これらを踏まえた建設計画の概要でありますが、総病床数は現在より15床少ない85床を 計画しております。その内訳は、一般病床45床、医療療養病床20床、介護療養型老人保健 施設20床であり、平成28年度の開院を目指すものであります。

次に、我が国の経済情勢についてであります。

内閣府による月例経済報告によりますと、「景気は、このところ一部に弱い動きが見られるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」としております。

先行きについては、復興需要等を背景に、景気回復の動きが続くと期待されるとしつつ も、世界景気のさらなる下揺れや金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリス クとなっており、電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要とされております。

また、雇用情勢については、依然として厳しさが残るものの、改善の動きが見られているところであります。

本町におきましても、地域経済の活性化や雇用機会の創出の観点から、集落要望事業で 平成25年度以降に実施予定の工事を前倒しして行う経費を、今定例会に提示をしたところ であります。

このような経済・雇用情勢下における本町の財政状況についてでありますが、平成23年度の決算につきましては、一般会計において繰越明許費を差し引いた実質収支額が1億

2,573万1,000円の黒字となっております。

また、決算に基づく主な財政指標につきましては、実質公債費比率が21.3%から0.3%減少し21%に、将来負担比率が217.8%から18.7%減少し、199.1%に改善したところであります。

以上のように、本町の財政状況は、財政健全化計画の推進により着実に構造的な改善が進んでおり、今後とも事務事業の見直しや施設運営の見直し、定員管理の適正化等により、効率的で将来にわたり持続可能な行政運営の実現に努めてまいりたいと存じます。

それでは、今定例会に提案いたします平成24年度補正予算に関する議案3件、条例の一部改正に関する議案1件、平成23年度決算に基づく健全化判断比率等の報告1件、決算認定に係る議案9件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第45号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,673万円を追加し、総額を75億7,360万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしましては、総務費では、平成23年度決算で生じた剰余金を財政健全化の取り組みを推進するため、減債基金へ積み立てるほか、今日の地域経済の活性化や雇用機会の創出が国から求められていることから、集落要望事業で平成25年度以降に予定した街灯設置工事を前倒しして実施する経費などを追加するものであります。

民生費では、若者等定住バックアップ事業への申請者が当初を上回る見込みとなったため、当該事業に係る補助金を追加するほか、公募予定の地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の事業者に対する開設準備及び施設整備に係る補助金や、国民年金適用関係届出書の電子媒体化に伴うシステム導入に要する経費を追加するものであります。

衛生費では、アステラスの消雪井戸修繕に要する経費のほか、省令改正に伴う予防接種 種別の追加等に要する経費、国庫負担金の精算に伴う返還金などを追加するものでありま す。

農林水産業費では、堤体危険度が高いと判断されたため池すべてに対し、ハザードマップを作成するにあたり必要となる基図作成に要する経費、子浦、菅原地内のため池整備の県営事業への採択に必要な計画概要書等作成に要する経費、林道北谷線において法面崩壊によって発生した土砂の除去に要する経費などを追加するものであります。

商工費では、能登空港利用者の増加に伴い、利用促進助成金を追加するものであります。 土木費では、集落要望の前倒しに係る町道補修に要する経費を追加するものであります。 消防費では、集落要望に係る消火器具設置に要する経費のほか、第3分団車庫整備に係 る設計委託料、県道宝達今浜線拡張工事に伴う消火栓布設替えに要する負担金、防火水槽 の漏水修繕工事に要する経費、町地域防災計画の原子力災害対策編及び津波災害対策編並 びに津波被害の区域調査に要する経費、火災発生時に消防本部においてサイレンの吹鳴が 可能となる操作盤設置に要する経費などを追加するものであります。

教育費では、教育環境の充実を図るため、教育支援員1名の増加に要する経費などを追加するものであります。

災害復旧費では、7月21日の豪雨によって普通河川子浦川のコンクリート擁壁が決壊いたしました。これの復旧に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債を 充てるものであります。

次に、議案第46号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696万2,000円を追加し、総額を 15億5,092万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護給付費準備基金へ積み立てる所要額のほか、平成23年度国・ 県支出金、支払基金交付金の精算による返還金を追加するものであり、歳入につきまして は、県支出金、支払基金交付金の精算による追加交付金、財政安定化基金交付金、繰越金 を充てるものであります。

次に、議案第47号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算 (第1号) についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,374万3,000円を追加し、総額5,111万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成23年度決算剰余金の一部を国民健康保険直営診療所管理運営 基金へ積み立てし、残りは一般会計繰出金として繰り出しするものであります。

続きまして、議案第48号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年4月の開校を目指す統合中学校の名称を宝達中学校とするため、その

名称及び位置を規定するものであります。

学校名の選定にあたりましては、本年4月から1カ月間募集を行い、小中学校の児童生徒をはじめ町民の皆様方から数多くの校名候補の応募がありました。この中から中学校統合準備委員会や校名選定懇話会の委員の皆様、議員の皆様に御相談を申し上げて決定したものであります。

平成27年3月31日をもって押水中学校及び志雄中学校は閉校となるわけでありますが、 両校それぞれの歴史を尊重しながら、平成27年4月から宝達中学校の校名のもと、生徒た ちが明るく仲良く健やかに育っていくことを切に願うものであります。

次に、報告第13号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について、町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することが義務づけられております。

本町の平成23年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結赤字比率とも実質赤字額、 資金不足額が生じていないため、該当がありません。

先ほども触れましたが、実質公債費比率につきましては、21.3%から0.3%減少いたしました。

このことにつきましては、普通会計において元利償還金の額は増加したものの、この増加要因が交付税措置率の高い合併特例債であり、交付税算入額も増加したことで実質公債費が現状にしたことや、公営企業の繰出金が減少したことによるものであります。

また、将来負担比率が217.8%から18.7%減少したことにつきましては、一般会計の地 方債現在高の減少や減債基金等の新規積み立てによる償還財源として充当可能な基金の増 加によるものであります。

公営企業における資金不足比率については、資金不足が生じていないため該当なしとなっております。

このように平成23年度決算の指標は、実質公債費比率及び将来負担比率とも前年度より 改善いたしましたが、県内の他市町より高い数値であることには変わらない状況でありま す。

この後、統合中学校建設事業の大規模事業が計画されていることも踏まえ、今後もより 一層の行財政改革の推進、公債費の繰上償還の実施など、将来を見据えた財政の健全化に 取り組んでまいります。

次に、認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成23年度の会計の決算につい

て、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等に関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするのであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適 切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長(北本俊一君) 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎議案に対する質疑

○議長(北本俊一君) ここで議案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長(北本俊一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

### ◎町政一般についての質問

○議長(北本俊一君) 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。 5番 宮本 満君。

〔5番 宮本 満君 登壇〕

○5番(宮本 満君) 一般質問をさせていだたきます宮本です。

今回、私の質問は、国道471号線のルート変更についてと防災について、特に7月21日 に発生した集中的な豪雨から得た不安材料について質問いたします。

まず、国道471号線のルート変更のことです。

ルートが変更されるという説明を受けましたが、確実に変更することに決まったのかど うかお聞かせください。また、変更する理由は何かを今一度お聞かせください。

それと、現在生活の一部としてこの国道を利用している沿線住民はこのことを理解し、 納得しているのかをお聞かせください。

私が一番懸念しているのは、天井川である宝達川の問題解決が今以上に遠のいていくような気がするということであります。このことを考慮されていないのかもお聞かせください。

続いて、防災について質問いたします。

とりわけ7月21日に所司原地区に降った豪雨についてですが、所司原地区の方に聞きますと、今回の豪雨はまるで滝つぼの中にいるようだった、また道路は川のような状態で雨水が流れていたとのことでした。

インターネットなどで調べてみますと、一般的に80ミリを超える雨をゲリラ豪雨と言い、 人は一生のうちに一度か二度しか体験できないと言われています。20ミリを超えると土砂 災害が起こり始め、40ミリを超えると被害は格段に広がります。30ミリを超えると川に土 石流が流れ込むと言われています。これはあくまで一般論ですが、今回の所司原地区はど うだったのか、また春に起きた林道の土砂崩れは大丈夫だったのかをお聞かせください。

そして、このような異常気象とも言える豪雨に当町が見舞われ、実際に被害が出ている わでけですから、他の地域にもしあのような豪雨が降ったと仮定したとき、想定される被 害、また危険箇所をわかる範囲でいいですから教えてください。

また、各河川は対応しきれるのか、川の中に滞留する土砂や雑草は計算に入っているのかもお聞かせください。

宝達川の川沿いには、複数の避難場所があります。また、町営住宅や複数の企業が建ち並んでいます。一旦災害に見舞われますと、その被害ははかり知れないものになると思われますが、このままにしておいていいのでしょうか。お考えをお聞かせください。

以前に守田議員からも要望がありました宝達川期成同盟会の早期の復活をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

〇議長(北本俊一君) 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

**〇町長(津田 達君)** 宮本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の国道471号のルート変更が既に決まっているのかとの御質問でありますが、 結論から申し上げますと、今日現在において何も決まってはおりません。

そこで、現在も県と協議中であり、変更するかしないかの結論はまだまだ後になると考えております。

次に、変更を協議し、検討する理由でございますけれども、議員ご承知のとおり国道 471号につきましては、主要地方道小矢部押水線が平成5年に国道に昇格し、県が改良工 事を実施してきております。

そこで、現在までの整備状況についてでありますが、総延長6.3キロメートルのうち南

吉田地内、門前、上田、上田出地内などの2.5キロにつきましては、まだ手つかずの状況ということになっております。

そして、その未整備の主な理由といたしましては、この区間は国道に面して人家が連なっているため、改良工事を実施した場合には、数多くの家屋の移転、多額の事業費が必要となることから、昨今の緊縮財政の折りにあってはなかなか財源の確保が難しいという状況でございます。

また、今回のルート変更の話が出てきた理由でございますけれども、このように遅々として整備が進まない状況にあって、たとえうまく財源確保ができたとしましても、今度は家屋の移転を求められた多くの方々のこれまでの生活基盤が崩れる弊害、それをどう解決するか大きな問題がございますし、また、事業採択される可能性が年々小さくなるばかりであるところから、昨年になって県からこのようにいつまでたっても事業が進まないということになりますと、やはり方向転換しなければならないというようなことも出てきたのがこの話の発端でございます。

この提案を受けまして、町といたしましては、昨年の11月15日に沿線の区長さんに対しまして、今ほど申し上げました問題点をはじめとするルート変更についての考え方について一応説明会を開催しまして、地元としての御意見、要望等をお聞きしたところでございます。

そして、現在、町といたしましては、冒頭に申し上げましたように、この地元の意見と要望を基に、県のルート変更した場合の問題点の解決策について協議を行っているところであります。ルート変更するかしないかの結論が出るまでには、まだまだ時間がかかるというふうに思っております。

次に、3点目のこのルート変更の結論によっては、宝達川の改修問題がさらに遠のくではないかとの御質問でありますけれども、たとえ471号が現状の国道のままであろうと、県道に変更されようと、河川は河川、道路は道路として、その改善整備が行われるわけでございます。石川県をはじめとしまして、関係各機関に要望活動は当然行ってまいらなければならないというふうに思っておりますし、これは道路と河川の担当部署が違っているということもありますので、特に県道に変わっても別な問題はないというふうに考えております。

次に、防災についての御質問でありますが、所司原区の被害状況は、主要地方道高岡羽 咋線で道路災害が2カ所、普通河川子浦川で河川災害が1カ所であります。 次に、去る7月21日に所司原地区に時間雨量40ミリという豪雨が2時間にわたって降りました。町内各地域にこのような豪雨が降った場合には、各河川は対応できるのかということでございます。

また、川の中に滞留する土砂、あるいは雑草は当然計算されているのかとの御質問でございますけれども、石川県中能登土木事務所に確認いたしましたところ、石川県はこれまでの浸水実績をもとに、浸水被害に及ぶ地域の治水安全度を考慮して河川整備を進めているとのことであります。これを超える雨量が長時間にわたって降った場合や、近年全国的に発生している局地的豪雨に対しましては、必ずしも全河川が対応かできているとは言い難いというふうな状況であるというふうに認識しております。

しかし、例えば宝達川では、石川県の二級河川の整備目標であります時間雨量50ミリ級、約10年に一度降る雨量でございますけれども、これに対応する整備は完了しているところから、御質問の所司原に降った豪雨が宝達川上流域に降ったとしても、これに対応できるものと考えております。

また、一般的に河川に堆積している土砂には、大きな洪水ですぐに押し流されてしまう、 河川用語で言えばフラッシュと言いますけれども、押し流されてしまうものと、それから 押し流されずに残るもの、これは大きな立木ですね、こういうものがそのまま残っておる ということでございまして、そういうものがあれば大きな洪水時には浸水被害が起きる恐 れがあるために、優先的に除去を行ってもらっているところであります。

次に、宝達川沿線に数カ所の避難場所があることや、町営住宅や複数の企業が建ち並ぶ現状をよく認識すれば、現在の宝達川の整備状況に満足することなく、さらなる整備に取り組む必要があると考えているところから、これらの一助とするために二級河川宝達川整備促進協議会を復活してはどうかとの御質問でありますけれども、昨年12月定例会での守田議員の一般質問に対しお答えしたとおり、地元において二級河川宝達川整備促進協議会を再開していただければ、町は協議会と一緒になって県に対して緊急性、危険性の高いところから補修工事を実施していただくように要望活動をしてまいりたいと考えております。

なお、現在町にあっては、議員御指摘の河川改修の必要性についてはよく認識しているところでありまして、この要望活動につきましては、本年8月8日、中能登土木事務所に対しまして、中州除去の要望をいたしたところであります。本年度は、米出地内の中州を除去するとの回答をいただいておりますので、御報告させていだたきます。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので、御了承願います。

○議長(北本俊一君) 環境安全課長 粟原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長(粟原政典君) 宮本議員の御質問でございます。宝達川の左岸には、宝達小学校体育館と町民センターが避難施設として指定されており、宝達小学校の運動場と町民センター駐車場が避難地として指定されております。また、右岸には押水中学校体育館と押水農村環境改善センター・産業センターネクサスでございますが、避難施設として指定されており、押水中学校運動場とネクサスの駐車場、山村広場が避難地として指定されております。

宝達川が天井川という特性や上流域に農業用ため池があるなど、地形的条件を考慮し、 万が一の災害を想定すればいずれの避難場所も最適とは言えませんが、現状ではこれにか わる公共施設はございません。

よって、被災箇所、それから危険が迫っている位置、そして、災害の種類や規模に応じて適切な施設を選定して避難所を開設することや、避難施設への住民誘導、それからいち早い情報、避難情報の伝達など広報活動等により住民の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長(北本俊一君) 産業振興課長 近岡和良君。

〔產業振興課長 近岡和良君 登壇〕

**○産業振興課長(近岡和良君)** 5番 宮本議員の御質問にお答えいたします。

7月21日の豪雨と春に起きた土砂崩れとのかかわり状況についてでございますが、3月上旬に雪解け水が原因で、法面が約50メートルにわたり崩壊した林道大葉谷支線につきましては、3月の土砂崩れの際には、安全確保のために崩れた土砂の除去、法面の立木の伐採、そして簡易な路面排水の整備によりその応急措置を町で行っております。

また、7月の豪雨のときには、集落の方々の協力によりまして、路肩に丸太を設置していただいたり、路面排水処理をしていただいた初動措置により二次災害の発生はなかったところでございます。

現在、いつこのような豪雨があるやもしれない中、区民の安心・安全を考え、復旧のための設計業務を発注し、その作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長(北本俊一君) 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番(柴田 捷君) 私は、行財政改革とイノシシ対策についてお聞きをしたいと思います。

まず、行財政改革についてであります。

先ほど町長の提案理由の説明にもありましたけれども、平成23年度決算につきましては、 津田町長が就任をされました平成21年度に比べ、経常収支比率などの財政指標、基金残高 など財政状況の改善が図られたと説明がございました。本町におきましては、統合中学校 の建設や志雄病院の改築、福祉施設の充実など大型プロジェクトなどが計画、実施されて おります。

合併特例債につきましては、平成31年度まで発行が延長されたといたしましても、投資的経費への一般財源の充当もこれまで以上に必要になってくることと思っております。あわせて、合併特例期間終了後の地方交付税の減額の影響も大きくのしかかってまいります。そこで第一は、このような中で、国民健康保険税、介護保険料が改定され、町民負担が増大したことにつきましては止むを得ないといたしましても、今後町民が大幅な負担増を強いられることなく、町民サービスを低下させずに健康で活力ある町づくりができるのでしょうか。行政コスト、財政見込み、あるいは中長期的な財政指標の改善など今後の町民サービスの維持向上に向けた方策について、町長のお考えをお聞きいたします。

第2は、負担のあり方や町民サービスのあり方を考えるときに、必ず行政内部の経費削減とさらなる行財政改革への取り組みが求められることは、言うまでもありません。今後の景気や社会情勢の変化など予期できない変化もあるでしょうが、行財政改革には今まで以上に正面から取り組み、決して逃げずに先送りせず、スピード感を持って取り組んでいかなければ町の将来は見えて来ないのではないでしょうか。財政の健全化に固執するあまりに萎縮した行政にならないようにしていかなければなりません。

平成18年度から22年度にかけ実施されました第1次行財政改革大綱において、実施が未達成となった項目については、第2次行財政改革大綱及び実施計画に引き継ぎ実施するとなっておりますが、これらの項目は極めて重要な項目であり、早急に実施すべき事項ばかりと思っております。

今年3月末の各項目の進捗状況を見ますと、他自治体や近隣の自治体の状況や実態を調査して参考にしたいといったような取り組みが多く見られます。町の厳しい現状を考えますときに、1点目は、第1次行革から引き継いだ項目の早急な実施、2点目は、機構改革と徹底した定数管理により縦割り組織の弊害の解消、3点目は、他自治体との横並び感覚

の排除の3点については、さらなる具体的取り組みが必要と思いますが、町長及び行財政 改革推進本部長の副町長に考え方と取り組みをお聞きいたします。

第3は、平成19年度から28年度までの10年間、まちづくりの方向性を示した第1次宝達 志水町総合計画の着実な実現と多様化する町民ニーズの対応や行政サービスの質の向上を 図っていくためにも、限られた行政資源いわゆる人、物、お金、情報、時間を有効活用し、 数値目標の設定など新たな自治体経営の視点を取り入れた行政評価制度の実施を先送りせ ずに早急に実施すべきと考えますが、町長及び副町長に考え方と取り組みをお聞きいたし ます。

第4は、先にも述べましたが、第1次宝達志水町総合計画や合併特例期間を経過した後のまちづくりには、民間の視点による行政のアプローチも必要と考えております。北陸新幹線開業、能登有料道路無料化を目前に控えており、今だからこそ行政がなすべきことは何かを考え、あらゆる角度から取り組みを検討できる柔軟な発想を持った職員の育成も重要と考えます。

「企業は人なり」と言われますが、まちづくりは人づくりではないでしょうか。民間の発想を様々な施策に反映するような仕組みや仕掛けをしていく考えはないのでしょうか。 また、職員を民間企業に派遣するなど、職員のさらなるスキルアップを図ることも大切ではないかというふうに思っておりますが、町長のお考えをお聞きするものであります。

次に、イノシシ対策について、津田町長及び担当課長にお尋ねいたします。

私は、昨年の第3回定例会におきまして、中山間地域では苦労して育てた農作物が一晩にして踏み荒らされるというイノシシ被害の現状や課題について質問をし、対策の強化を訴え、情報の共有化を図ってきたところであります。今年度当初予算において、イノシシ被害防止に効果的な電気柵の設置費軽減策として、有害鳥獣対策事業費補助金が計上されました。

イノシシ被害については、昨年多くの集落で出没が確認され、中でも6月に放映されましたケーブルテレビさくらチャンネルの集落紹介番組の中で、清水原集落で畑が荒らされた様子が放送されたことも記憶に残っていることと思います。そして、今年は7月中旬、水田に出没が確認されました。時あたかも私の住む集落でも8月13日と18日の2回、同じ水田が踏み荒らされる被害が確認されましたが、ぬたうち被害に遭わなかったことがせめてもの救いでありました。

ご案内のとおりイノシシは、泥に体をこすりつけてダニなどの虫を取り除くぬたうちと

呼ばれる習性を持っております。イノシシが水田に入りぬたうちすると、強烈なにおいが 稲に付着し、米は買い取りの対象にならなくなると聞いております。農家は、いつ襲って くるかもしれないイノシシの被害に危機感を募らせ、多くの農家が電気柵の設置を検討し、 集落単位や数人の仲間、あるいは個人で設置した農家も多くあったと聞いております。

そこで第1は、このような状況の中で、町の対応について、苦情といいますか、農家の悩みが多く私のところに寄せられてまいりました。特に大半の集落では、役場の着工指示が出されず、事前着工もできず困っていたようであります。着工指示が出されましたのは、私どもの集落の水田が被害を受けました8月13日に役場の担当の方が現地確認をしたその日に発令がされました。資材の注文を受けた農協等では、急ぎ資材を取り寄せ、結果として何とか稲の刈り取り直前に設置が完了しました。この数日後から早生の収穫が始まったわけであります。農家は綱渡り状態だったと推測をいたしております。このような町の対応をどのように感じておられるのでしょうか。

中山間地においては、耕作放棄地が拡大し、里山の荒廃が深刻な問題となっております。 どのようなことが農家の支援につながるのか、真剣に親身になって考えていただきたいと 思っております。

第2は、イノシシによる農作物被害防止策の現状、出没及び被害の状況をどのような形で確認をし、把握されているのでしょうか。電気柵設置にかかる町のアクション及び電気 柵設置者の実態、補助金の要望状況をお尋ねいたします。

第3は、補助金対象者を区または生産組合とする根拠、補助金の交付基準及び議会に提 案があった補助金率と、今回適用された補助金率に相違点があるとすればなぜか、考え方 をお聞きいたします。

第4は、電気柵設置工事の着工指示は、本来出没が見込まれる時期に的確に指示すべきであって、仮にも最初の出没が確認されればその時点で指示すべきと考えます。

今回、7月中旬に二つの集落、8月13日に残りの集落に指示がなされたと聞いておりますが、対応の遅れの原因はどこにあったのでしょうか。せっかくの補助金を死に金にすることなく、補正など弾力的な措置も考えられたのではなかったでしょうか。

第5は、個人や仲間で電気柵を設置した農家には、補助金は交付されるのでしょうか。 このたびの施策については、町当局から集落の区長さんや農家への周知や意識づけは十分 だったのか、大いに疑問が残ります。

今年度は事業の初年度です。今後の集落ぐるみの取り組み体制の構築を図る観点からも、

個人や仲間で設置した農家にも同様の支援をすべきと思いますが、お考えをお聞きいたします。

あわせて今後ますます拡大するであろうイノシシによる農作物の被害防止対策について、 課題と来年度の取り組みをお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。

〇議長(北本俊一君) 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

〇町長(津田 達君) 柴田議員の御質問にお答えいたします。

平成23年3月に財政健全化計画を策定しまして、平成23年度から平成25年度までの3カ年を財政健全化集中期間と位置づけ、財政指標の目標設定を定め、財政運営を行っているところであります。

平成23年度決算における財政指標につきましては、提案理由で御説明したとおりでありまして、引き続き財政健全化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後の財政見通しにつきましては、合併特例による普通交付税の合併算定替えによる増額分が合併後10年間であります平成26年度をもって終了しまして、以後平成31年度まで段階的に減少していきます。この影響額が5年間で5億円という見積もりになっております。本町の標準財政規模約1割にあたります。また、町税の3分の1相当にもあたります。これが減少すると財政運営は大変厳しいものになるというふうに考えております。

こうした厳しい財政状況を迎えるにあたりまして、あらかじめ行政のスリム化を図ることが何よりも重要であるというふうに考えております。その対策といたしましては、まず1番目といたしまして、公債費の削減であります。ピーク時の平成18年度末では261億円でありましたが、平成23年度末では233億円となりまして、28億円の減となっております。しかし、本町の地方債残高は、類似団体に比べて多額であることから、一層の削減を図ることが必要というふうに考えております。

2番目といたしまして、適正な職員数であります。合併後の平成17年には221人、これは病院を除きますけれども。でありましたが、平成24年度には174人となりまして、47人の削減が図られております。定員適正化計画では、平成27年度に157人の目標数値を定めまして、適正な人員配置や課の統廃合による人件費総額の抑制を図ることといたしております。

3番目といたしまして、さらなる公共施設の統廃合であります。公共施設統廃合に関す

る答申に係る統廃合施設につきましては、順次実施しておりますが、未実施の施設がありますので、早急に実施していくことが必要であります。また、より以上の統廃合を進めるために施設ごとに利用度や行政コストの分析を行いまして、施設の必要性についても検討していかなければならないというふうに考えております。

財政指標は、平成27年度決算において実質公債費比率が18%を下回る見込みでありますが、統合中学校建設事業など大型プロジェクトの実施によりまして、平成30年度には再び18%を超える見込みであります。このため減債基金を活用した繰上償還を継続して行い、公債費をできる限り少なくすることが必要であります。

また、土地開発公社の債務の解消や今後の経営方針の策定、公営企業会計の経営健全化を図るなど、健全化判断比率の改善を進めていく考えであります。

今後の財政運営につきましては、これまでも歳出にあたっては、「公債費負担適正化計画」に沿って投資的経費の抑制、事務事業、各種補助金の見直しなどによりまして、財源を捻出してきましたが、先ほども述べましたとおり、本町にあっては公債費が類似団体よりも多額であるために、減債基金の積み増しを行い、公債費の削減に一層取り組むことといたしております。

歳入にあたっては、遊休財産の売却、使用料及び負担金については、行政コストに見合った適正な水準に改定するなど定期的に見直しを図ることとしまして、財源を確保しなければならないというふうに考えております。

5億円もの一般財源が減少する中で、限られた財源の中で、活力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのためには、事業の選択と集中を図ることが重要であるというふうに考えております。今後、議会とも御相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、行財政改革のさらなる取り組みについては、我々行政にとりましては、景気や財政状況の良否にかかわらず、継続して取り組まなければならない永遠の課題でありまして、必要な機構改革と職員定数の適正化に努めながら、全庁的かつスピード感を持って取り組み、できるだけ早い時期に目標を達成したいというふうに考えております。

次に、職員の民間企業への派遣につきましては、地方公共団体の施策と関係のない民間 企業の業務に公務員が従事することについて、法令に抵触することから、現状では制度的 に認められておりません。

そこで、本町の取り組みといたしましては、民間での発想及び活力を行政に活かすこと

を目的に、新規職員採用において、職務経験者枠を設け、本年4月から民間での職務経験者を採用したところであります。この職務経験者の採用については、来年度以降も継続して実施し、民間で培ったノウハウを業務に活かしていただきたいと考えております。

さらに、人材育成の推進につきましては、行財政改革大綱の基本方針の一つに据えており、「宝達志水町人材育成基本方針」のもと、本年度は市町村職員研修所における研修はもとより、管理職の職員が講師となって財務や文書事務、情報公開事務といった研修を実施し、職員の職務遂行能力の向上に努めているところであります。

なお、行財政改革の取り組みの御質問に関しましては、後ほど推進本部長である中谷副 町長から答弁させますので、御了承をお願いいたします。

次に、中山間地域を中心としたイノシシによる農作物被害についてであります。

年々増加傾向にあります中山間地域の振興及び耕作放棄地の拡大防止のためにも、被害 防止対策に支援することは必要であると認識しております。

そこで、今年度イノシシの被害防止対策のために、国の交付金及び町有害鳥獣対策費補助金により、電気柵の設置に対する支援をいたしておりますが、その設置に対する町からの着工指示が遅れたことにより、農家の方々に迷惑をおかけしたと思っております。

今後の取り組みについては、今年度の課題を整理しまして、早々に要望等の取りまとめを行い、有効なイノシシの農作物被害防止対策を迅速に実施してまいりたいと考えております。

また、情報の共有化を図るためにも、きめ細かな情報提供を行いまして、的確な支援が できるよう対処したいと考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、よろしくお願いしま す。

〇議長(北本俊一君) 副町長 中谷浩之君。

〔副町長 中谷浩之君 登壇〕

○副町長(中谷浩之君) 4番 柴田議員の御質問にお答えをいたします。

第2次行財政改革大綱では、事務事業の再編・整理や廃止・統合、財政の健全化策の展開など、町政全般の点検と改革のさらなる推進を図ることを目的に、4つの基本方針を定め、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、行財政改革を推進いたしております。

さて、議員御指摘の第1次行財政改革大綱の未達成項目につきましては、町政発展のた

め重要なものを精査いたしまして、第2次行政改革大綱に引き継いでおります。その実施 にあたっては、その項目ごとに随時ヒアリングを実施し、推進いたしております。

また、縦割り組織の弊害の解消については、国及び県の機構と異なり、町においては課の組織も小さく、係長制度を用いないために共通する事案があればその都度連携をとり、問題解決に努めているところであります。

取り組み状況における他自治体との横並びの感覚が見受けられるとの御指摘でございます。どうしても他地方自治体の情報が必要なとき、実態調査をしているのが現状であります。それは、あくまでも同じ事業を実施するにあたり、慎重を期すための手段であります。 議員御指摘のように、町独自の視点で物事をとらえた取り組みが重要であります。そのことを踏まえて、今以上に各取り組み項目の早期実現を図ってまいります。

次に、行政評価制度の早期導入については、平成24年3月定例会で寳達議員の一般質問で答弁したとおりでございます。現時点では執行体制の問題等も含め、早期導入においては、厳しいものがあると判断いたしております。

しかしながら、行財政評価制度に類似するものとして、事務事業ごとに現状や課題・問題点、今後の対応方針などを整理した事務引継書と主要事業推進管理表を用いて、効率的・効果的に事務執行に努めているところです。

今後も行財政改革の推進、財政健全化を着実に進め、住民ニーズに沿ったより質の高い 行政サービスを提供できるように取り組んでまいります。御理解をお願いいたしたいと思 います。

以上です。

〇議長(北本俊一君) 産業振興課長 近岡和良君。

〔産業振興課長 近岡和良君 登壇〕

**○産業振興課長(近岡和良君)** 4番 柴田議員のイノシシ対策についてお答えをいたします。

まず、1点目ですが、電気柵の補助を要望した対象者に対し、着工指示が適切な時期にされず、水田が被害を受けるなど、農家に御迷惑をお掛けしたことについてどのように感じているのかとのことですが、今年度から電気柵の設置に対し、当初町では有害鳥獣対策費補助金で支援することとしておりましたが、100%補助の国の交付金が7月上旬に交付されることが決定したことにより、その交付金の運用の調整に時間を要したため、集落に対する着工指示が遅れたものであります。今後このようなことがないよう、農業者目線で

的確な対応を行いたいと考えております。

2点目のイノシシによる農作物被害防止策の現状、出没・被害状況をどのように確認・ 把握しているのか。また、電気柵設置にかかる町のアクション、設置者の実態、補助金要 望の状況についてでありますが、まず農作物被害防止対策につきましては、これまで出没 箇所に20基余りの捕獲用の檻を設置しております。

出没・被害状況の把握につきましては、職員が現場を巡回し、その確認・把握をするように心がけてはおりますが、何分にも巡回範囲が広範囲であることから、区長さんや農家の方々の連絡・協力により出没状況や被害状況を把握しているのが現状でございます。

電気柵設置にかかる町のアクションについては、今年度から電気柵設置に対する支援について、4月の区長会総会で事業説明を行いまして、また要望のあった集落に対しましては、個別で説明をし、7月上旬には各集落へファクスにより要望調査を行っております。

その結果、現在のところ9つの集落から要望があり、その要望集落に対しまして、設置 箇所の現地確認を行い、今後の対応について説明をさせていただきました。そして、国か らの交付金を調整した後、集落への配分方針を決定し、要望集落へ着工指示を行っており ます。

電気柵設置の実態と補助金要望状況であります。

9 つの集落それぞれでございますが、新宮区は585メートル、12万4,400円、石坂区は2,600メートル、55万6,908円、針山区は200メートル、5万2,600円、所司原区は2,000メーター、50万2,638円、向瀬区は1,400メーター、27万8,348円、海老坂区は500メートル、10万円、子浦区は1,200メーター、22万9,908円、荻市区は400メートル、7万7,070円、以上、9つの集落から要望がございました。

3点目の補助金対象を区または生産組合とする根拠、補助金交付基準及び当初議会で説明した補助率と実際に適用した補助率の相違点についてでありますが、電気柵を設置する場合、原則山際などの広い範囲を共同で設置するほうが効果的でありますが、個人ごとに申請された場合、自分の所有地のみの設置になることから、農地全体を効果的に守るという観点からして、その効果は薄いという指導を受けております。

そこで、設置場所を集落などで検討し、集落ぐるみで対応していただくことが効果的な 設置方法となることから、集落または共同で設置する場合に対して、補助金の対象とした ところでございます。

補助金交付基準でありますが、今年度町単独事業として「宝達志水町有害鳥獣対策費補

助金交付要綱」を制定し、電気柵などの設置に対して補助を行うこととしております。補助金の額は、電気柵などの購入金額の2分の1とし、1年度当たり10万円を限度として支援する規定となっております。

当初議会で提案された補助率と今回適用した補助率の相違点につきましては、今ほど説明しました町の補助制度のほかに、今年度、羽咋郡市有害鳥獣対策協議会を事業主体として、電気柵の設置に対して100%補助で国の交付金が交付されることになりました。

そこで、集落のことを考えた場合、少しでも負担が少なく有利な国の交付金を優先し、 活用していただきたいとの思いから、まず100%の交付金を要望集落に配分し、不足分を 2分の1補助の町補助金で交付する形をとったことが、当初議会で説明をした内容との相 違点ではなかったかと思っております。

4点目の設置工事に当たり、着工指示が遅れた原因についてですが、今ほど説明させていただいたように、電気柵の支援は、国の交付金と町の補助金を併用する形で行いましたが、国の交付金は羽咋郡市有害鳥獣対策協議会に交付されたものでありまして、その交付金の使用につきましては、羽咋市と志賀町との協議が必要がございました。少しでも農業者、集落の負担を軽減しようとした中で、その調整に時間を要してしまい、集落への着工指示が8月13日となり、遅れたものでございます。

5点目の個人や仲間で電気柵を設置した農家にも同様の支援をすべきではないかとのことですが、電気柵の設置は、要望のある農地だけに設置するよりも、被害防止効果を考えた場合、有効な広い範囲で設置したほうが効果が見込まれることから、集落または共同での設置に対して支援したいと考えております。

最後になりますが、課題と来年度の取り組みについてでありますが、課題は有効な電気 柵の設置により被害を防止するため、イノシシが出没するであろう箇所の的確な把握と迅 速な対応、また、被害面積の拡大が今後予想されることから、助成内容の見直しなどが考 えられます。

来年度に取り組みにつきましては、各集落の要望を早いうちに取りまとめさせていただき、各集落と打ち合わせや県の協力のもと、また集落点検等を行い、有効な設置場所を決定していくとともに、交付金の増額要望についても積極的に国に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(北本俊一君) 以上であります。

4番 柴田 捷君。

[4番 柴田 捷君 登壇]

○4番(柴田 捷君) 私から再質問何点かさせていただきます。

まず、行財政改革の件でございますが、まず行財政改革の中で職員のスキルアップについて法令に抵触することからということかもしれませんが、しかし、法令に抵触しないやり方もあるのではないかと、実際そういうところやっているところがあるという実態が皆さんのところでは、それはできないのかという思いが1点として一つとしてございます。

それから、行政評価制度につきまして、いわゆる24年3月の時点で、これは寳達議員も前に質問されております。そのことについては中身は十分承知いたしておりますけれども、やはりそのときの答弁の中で町長はどう答えていらっしゃるのか、その答弁の中の一部分、全部ではございませんけれども、私も議事録持っていませんから、今ここに持っていませんのでわかりませんが、業務の事務事業の遂行には、具体的目標とか計画を持ってやって、その結果の評価をしながら施策を管理していくことが大事なんだとこう述べてらっしゃるんです。それが前にも寳達議員が言われた質問されたときに、いろいろなことがあって先送りをしたとこういうことでございますが、町長の言っておいでいる答弁と実際に事務方がやっていらっしゃる中身とが、余りにもかけ離れているのではないかとこういう思いをいたします。

そして、もう1点は、特に行政改革の中で、有効な制度というものをきちっと導入をしていかないと、過去には各課長さんの中で、柴田そんなことを言っておったことがあったなと思われるかもしれませんが、平成20年だと私は思っておるんですが、指定管理者制度の導入について非常に町の対応が遅れたことがございます。平成20年になって、いわゆる平成20年というのは、他の市町村が行政改革の中で、指定管理者制度というものを指定して、それが公会計にしているときに初めて町が指定管理者制度の導入の手続上のマニュアルとかそういうものをやっとつくってきたと、そういう経過があるんですね。

したがって、今回の行政評価制度につきましても、良いところはどんどん取り入れていただいてきちっとした中でやっていかないと、何か皆さん方の事務的なやり方で町民が不幸になるようなそういうやり方というのは、やはり慎んでいかなければならんのではないか、ぜひこの制度については実施をしていただきたい。今回私の質問の中に挙げてございませんでしたけれども、特に人事関係の改革部分が極めて遅れていると、そのように見受けられます。

したがって、一番嫌なところかもしれせませんが、そういうところは早急に実施をして いただきたい、このように思っております。

次に、イノシシ対策について幾つか質問したいと思います。

いろいろ事情があったことについては理解をいたしました。しかし、やはり着工指示というものにつきましては、8月13日の件は先ほど私申し上げました。しかし、実際には他の集落、2集落でございますが、7月の中旬に着工指示が出されているんですね。その時点で出されたものが、なぜ8月13日に私どもの集落に入って初めて着工指示が出されるのかよくわかりません。やはりもっと農民の立場に立った中で物事をやっていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 参事 北山茂夫君。

〔参事 北山茂夫君 登壇〕

○参事(北山茂夫君) それでは、柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、職員のスキルアップなんですが、これはいろんな方法がございます。今ほどお話しありましたように、民間に派遣ということについては、短期間での派遣ということについての実例はみております。ただ、やはり聞いておりますと、預かったものというふうな扱いを民間はいたしますし、うちらに行った者にしたらすぐ帰ってくるということで、見かけはいいんですが、本当の意味での中身は伴わないだろうということで、先ほどお話ししましたように、それぐらいであれば10年なり12、3年民間で働いてきた者を採用したほうが良いだろうということで、昨年から経験者が公務をやるというふうにいたしております。

次に、行政評価のこのことなんですが、これもいつも言われております。1回行政評価のことについてということでマニュアルをつくりましてやってみたんですが、職員の数の割にこの書類をつくるのに手間がかかるということで、平生の仕事をやっておる中にこの行政評価を受けるための書類をつくるということであれば、仕事のための仕事ということであって、本務がおろそかになるということで、今のこのやり方ではだめだろうと、先ほどお話しありましたように、事務引き継ぎとかそういうところで計画、目標というものが達成されておるかどうかということで今現在やっております。

ただ、これは画期的なものでございますので、今後どうするかについては、検討してい きたいというふうに考えております。 それと、3番目の指定管理のことなんですが、これにつきましては、今ほどおっしゃったように一番後にもありました。これにつきまして指定管理というものについては、やはり民間の活力といいますか、ノウハウを取り入れてやるという仕事ですね。それをやるということが一番大切という認識のもとにやっておったものですから、少し遅れまして、今、当町で一番効果の出るものということにつきましては、保育所の指定管理ではないかというふうに考えております。あとのものにつきましては、指定管理というものについて大きな指定はいたしておりませんでしたが、実態的には無駄な経費がかかっていないというふうな運営をしておりましたので、少し遅くなったというのが現状でございます。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 産業振興課長 近岡和良君。

〔産業振興課長 近岡和良君 登壇〕

**○産業振興課長(近岡和良君)** イノシシ対策についてでございます。

柴田議員からはもっともっと農民の立場に立って考えて欲しいというようなことで再質問がありました。今後このままに対策を仮に講じない場合、今後5年後には大変な状況になるということで想定をしております。そういったことにならないようにできるだけ多くの情報収集、そして集落の方々の協力も得ながら、被害対策もさることながら、要望にもタイムリーに応じられるように考えたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(北本俊一君) 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

**○4番(柴田 捷君)** まず、行革の話で、行政評価制度をいろいろやってみたけれどもということでございますが、あるところでは一時的にやってみた、その結果やはり不自然なところもあった、それを見逃して第2次の行政評価制度をつくったというところがあるんです。早く手がけておれば1回目の失敗した部分を修正して、新しいやり方でできるんです。それで成果を上げているところもあるんです。そういうところをぜひ見てきていただいて、ぜひ1回で失敗したからやめておくわではなくて、やはりその悪かったところにどこに何があったのかということを見て、自分らがやりやすい町民のためになるようなそういう施策というものをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、イノシシ対策についてはそれでいいんですが、やはり先ほど個人とか仲間の 部分については、それは出さんのだとおっしゃったかもしれんけれども、それはやはり最 初の年でございますから、これは個人とかそういうものがあったら出ないんだぞということを初めから言えばいいんじゃないですか。途中になってそれは出ないんだと、どうしたらいいげん。区長さんの推薦をもらってきて出したら出るんですよとこう答えていらっしゃるんですね。だったらこの該当にならない方々にも、今からそう指導されればいいじゃないですか。そういうことをやっていただきたいです。それが本当に農家のための真剣な取り組みになるのではないですか。

以上です。

- ○議長(北本俊一君) 答弁はよろしいですか。
- ○4番(柴田 捷君) 答弁は簡単に総括的にお願いします。
- 〇議長(北本俊一君) 参事 北山茂夫君。

〔参事 北山茂夫君 登壇〕

○参事(北山茂夫君) それでは、柴田議員の御質問にお答えいたします。

今ほどお話しございましたが、おっしゃるとおりで、1回失敗したからということでそれをやめておくということにはなりません。それで、先ほど私言葉足らずだったんですが、違う方向で取り組んでおりますということで、これも一つの意味では行政評価の違う手法で取り組んでおるというふうに私は理解しております。

それと今ほどの本当に指示のあり方ですが、これはおっしゃったように、やはりすぐタイミングよく出すということが一番大事です。それが遅れておって死に金になるということになるともう話になりませんので、これから以降その点については、やはり臨機応変にしたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

〇議長(北本俊一君) 次に、1番 寳達典久君。

〔1番 寳達典久君 登壇〕

**〇1番(寳達典久君)** 寳達です。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、下水道事業とこれに関連することについて質問いたします。

当町の下水道事業には、農業集落排水事業と公共下水道事業、浄化槽事業がありますが、特にお断りしない限り一つにまとめて下水道と呼びます。

下水道は、水質汚濁の防止を目的として整備されてきました。それに加えて、近年は資源の有効活用や物質循環という観点、そして、水そのものが大切な資源であるという認識から、その働きに大きな期待が持たれる施設です。理想を言えば、さらに高度な水質浄化、

物質循環施設の普及を進めるのがよいことかもしれません。また、今後は施設の耐震化も 望まれます。

ところが、当町や我が国の状況を見れば、こうした事業はそう簡単に進められることではありません。原因となる問題はいろいろとあるでしょうが、まず思いつくのは財政問題です。建設、改修に対して国庫補助や交付金措置があるとはいえ、額が少な過ぎるのが明らかです。将来の老朽化対策や住民負担を考慮していたのかと疑わざるを得ないような中途半端なばらまき感覚でやってきた、そして、今もそれを続けているのです。

6月議会で質問したケーブルテレビ事業にも共通することですが、社会整備事業に対する国の支出が少な過ぎると思います。財政破綻などを恐れずにもっと支出するべきなんです。

こうした施策で多くの国民や企業、実際に疲弊を強いていけば、今の我が国では起こり 得ない国家財政破綻が本当に起きてしまう懸念が生じてしまいます。まるで我が国はみず からその行く末を危うくしているかのような状況です。

こうした状況下にあっても下水道事業もケーブルテレビもそうですが、自治体の自助努力による経営改善が求められてはいるのですが、これらの事業は密度産業ですから、当町のような田舎では何とかなることではなさそうです。

それではどうすればよいのか。まず、何が必要なのか、厳しい状況の中でもできる限り整備と経営改善を進めていくためには、職員の努力とともに、町民の理解と協力が不可欠であり、町民には今後の事業に対する展望と方針を明確にお示しになることが求められるかと存じます。

質問する私のほうが十分な質問をできるかどうか自信がないのですが、大人から子ども まで多くの町民に大切な議論であるとの認識を持たれるための手がかりとなることを願い まして、下水道事業並びに関連する問題について大きく6つの質問をいたします。

まず、第2次行財政改革大綱の実施計画に記載されている4つのことについて質問します。

公共下水道事業建設改良費の見直しとしまして、長寿命化計画の策定とその実施が挙げられていますが、策定に当たってどのような調査、診断を行ったか、計画の実施によってどのような効果が期待されるのか、また、放流水質に直接かかわるものや更新、修繕費用が特に大きなものを例にお示しください。そして、今後の建設改良事業をお示しください。

次に、下水道料金の収納率の向上につきまして、近年の滞納額と収納率向上への取り組

みについてお示しください。

次に、下水道事業会計の経営改善化につきまして、現在民間委託している業務はあるのか、また、さらなる経費削減や増収の余地はあるのかお尋ねします。

そして、経営健全化を実現するには、事業の主な収入が使用料と一般会計からの繰入金 である現状において、一方の繰入金を抑えることを目指すならば、使用料収入を増やす以 外に方法がないような気がいたします。

そこで、使用料収入と処理水量の関係について、実際に即しているか、また財政問題以外の諸問題も考慮した際に意味があるのかどうかということではなく、あくまでも状況を把握するために問題を単純化する試みとしての質問といたしまして、まず財政問題のみを考えた場合、利用料収入から維持費を引いた額が大きくなるには、処理水量は多いほうがよいのか少ないほうがよいのかお答えください。現在の処理水量との比較でお答えいただければわかりやすくよろしいかと存じます。

次に、その他の問題、例えば環境や汚泥に関することですが、こうした事業者として考慮すべき諸々の問題について考えた場合、処理水量は多いほうがよいのか、少ない方がよいのかお答えください。

次に、下水道料金の適正化につきまして、まず適正な料金を算出する際に考慮されることはいかなることでしょうか。お答えください。

また、実施計画では、3年ごとに料金の見直しをするような表記がありますが、次の見直し時期はいつでしょうか。その際に値上げをする可能性はあるでしょうか。また、実のところ現在の料金は適正だといえるのかお答えください。

そして、以上の4項目について、目標と現在までの取り組みに関して、また財政の見通 しについて総合的な御所見をお示しください。

次に、汚水の処理についてお尋ねします。

まず、汚水処理施設と浄化槽における処理方法について、名称と仕組み、メンテナンスについて簡単に御説明ください。そして、水質はどの程度改善するのか、処理された水はどこに放流されるかお示しください。

次に、汚泥の処分につきまして、まず現在はどのように処分されているのかお尋ねします。

また、近年はいろいろな資源について枯渇化の懸念がなされていますが、その中でも例 えばリンなどは生命の維持に欠かせないものでありながらも、鉱石として国内では産出さ れておらず、汚泥からの循環利用を試みるような動向がございますが、こうしたことに対 応して、今後汚泥の処分方法を変更することはあり得るのかお答えください。

次に、管路の管理につきましてどのような作業が行われているか、また年間の、費用は 幾らかお答えください。また、施設維持の観点から町民に対して注意して欲しい使用方法 があればお示しください。

次に、下水道の災害対策についてお尋ねします。

まず、汚水処理施設やトイレ等が機能不全に至るような災害はどのようなものが考えられるかお答えください。

次に、そのような災害によってどのような被害が起きると考えられるか、また、災害に対して必要な準備のうち既に実施されたことと、今後に実施されることについてお示しください。また、被災後の施設やトイレの利用に関して対処、復旧計画はあるのかお答えください。そして、現在の職員数や財政状況を考えた際に、災害対策を講じていくような余裕はあるのかお答えください。

ここまでの質問でおわかりいただけますように、一口で下水道と言っても実に多くの問題に取り組んでいかなければなりません。公共下水道の整備計画が立てられ始めたころから恐らく数十年程度の時間が経過していると思います。その間の社会情勢の変化によって思いもよらなかった数々の問題が起き、また、問題に気づいてきたのです。こうした問題認識の変化は、下水道を中心とした水環境やその主役たる水に対する意識や価値観の変化につながり、それに応じて理解を深めていくことが大切になろうかと思います。

そこで、次に下水道事業の啓発についてお尋ねします。

まず、小中学生に汚水処理や物質の循環、環境問題に関する教育は行っているかお答えください。

次に、町民を対象として汚水処理や下水道財政について説明する、また、処理施設、排水場所等を見学するような講座を行ってはどうか。またその一方法としてさくらチャンネルを活用してはいかがでしょうか。お尋ねします。

最後に、関連することとして以下の2点をお尋ねします。

まず、小学校、中学校の理科の授業で、実験廃液は水質の汚濁や汚染につながらないような適切な処理がされていますでしょうか。また、宝達山整備計画でトイレの整備に関する検討は行われるのかお尋ねします。

以上です。

〇議長(北本俊一君) 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

〇町長(津田 達君) 寳達議員の御質問にお答えいたします。

第2次行財政改革大綱の実施項目にあります公共下水道事業の見直しにつきましては、 施設の長寿命化計画を平成25年度までに策定しまして、これに基づいた計画的な修繕、優 先順位の決定による改築更新などを進めていることで、長期的な視野での予算の平準化、 修繕費の削減を図ろうとするものであります。

御質問のうち、今後の建設改良事業について申し上げますと、樋川処理区の管渠工事のほかに長寿命化計画に基づく改築、更新工事として平成25年度からの今浜浄化センターにおける更新工事をはじめに、北川尻浄化センター、志雄浄化センターの更新工事を計画しております。

次に、下水道事業における各種取り組みに関しまして、また財政の見直しについて総合的な所見を述べられたいとの御質問でありますが、下水道事業は樋川処理区の一部で未整備地域が残るものの、今後は施設の維持管理の時代を迎えることになります。これまで整備してきた下水道施設は、人が生活していく上で未来永劫まで残さなければならない大切な施設であり、適切な維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

また、下水道事業財政の見通しについては、平成23年度から25年度にかけて企業債償還のピークを迎えることから、今後も非常に厳しい経営状況が続くことが予想されます。これまで経費の削減や一般会計からの繰入金、事業計画の見直しによりまして、経営の安定化を図っているところでありますが、さらなる経営努力が必要になるというふうに考えております。

細部につきましては、担当課長から御説明させます。

○議長(北本俊一君) 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

〇地域整備課長(谷川弘一君) 寳達議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、下水道財政の見通しについては、平成32年から35年にかけて 企業償還がピークになるということでございますので、訂正させていただきます。

それでは、公共下水道事業の建設改良費についてということでございまして、1の1 (1)長寿命化計画策定にあたって、事前にどのような調査・診断を行ったかという御質 問ですけれども、長寿命化計画の作成にあたっては、下水処理場への汚水の流入実績や故 障履歴などの基礎情報を収集し、現地で各設備の状態を点検、調査し、各設備の健全度を 判定した後、耐用年数などを考慮し、長寿命化計画による更新改修の導入効果の検証など も行った上で、計画を策定しております。

次に、1の1(2)次に設備の更新や修繕によってどのような効果が期待されるか。放 流水質に直接かかわる物や更新・修繕費用が特に大きな設備を幾つか例にして示されたい ということですけれども、長寿命化計画による施設の更新等により、老朽化による設備の 不具合、突発的な故障の未然防止及び長期的な維持管理コストの最小化を図ることができ ます。

更新費用の大きな設備といたしましては、汚水処理を運転管理するための中央看視制御 装置などの電気設備及び主ポンプ棟内の機械設備であるスクリーンユニットが老朽化して おり、これらの更新により適切な運転管理を継続することができます。

次に、1の2(1)の下水道使用料の滞納額については、平成24年7月末現在で1,075 万601円となっております。

次に、1の2(2)次に現在まで、また今後の取り組みについてですが、未納者に対する督促状の送付のほか、電話による催告、訪問による徴収を行うなどして収納率の向上に努めているところであります。

次に、1の3(1)次に下水道事業会計の経営健全化に関して、民間に委託している業務はあるのかという御質問ですけれども、現在下水道処理場の維持管理業務、汚泥の収集 運搬、汚泥処分業務について民間に委託しているところであります。

次に、1の3(2)また、経費削減や増収の余地はあるのかとの御質問ですけれども、維持管理費において大きなウエートを占める処理場の維持管理業務において、平成21年度より長期継続契約を行っており、今年度からは汚泥の収集運搬業務についても長期継続契約とし、委託料の軽減による経費の削減を行っておりますが、今後も効率的な業務の検討を続け、さらなる経費の削減に努めたいと考えております。

また、下水道に接続していない家庭に対し、今後も接続のお願いを継続的に行うことにより、使用料金の増収を図りたいと考えております。

次に、1の3(3)次に下水道事業会計の財源問題に着眼すると処理水量は少ない方が よいのかという御質問ですけれども、下水道の処理水量は、人口の減少や節水設備の普及 により毎年減少傾向が続いています。処理水量の減少はすなわち使用料収入の減少でもあ るため、処理水量は多いほうが経営的には有利となります。 次に、1の3(4)また、事業者として考慮すべきあらゆる問題について考えた場合、 処理水量は現在よりも多いほうがよいのか、少ないほうがよいのかとの御質問ですが、下 水道は生活環境の改善や海や川の水質保全を図るため欠かすことのできない社会基盤です。 しかし、一方、下水の処理過程では、大きな電力を消費し、その量は処理水量に比例して 増加することになります。また、処理水の増加により発生する汚泥も増加することから、 環境負荷という面を考えた場合、処理水量は少ないほうが望ましいと考えております。

次に、1の4(1)下水道料金の適正化について、適正な料金を算出する際に考慮されることは何かとの御質問ですが、下水道料金については、過去の実績及び社会経済情勢の推移を踏まえた合理的な排水需要予測、予測に対する事業計画、事業の健全な運営に必要とされる経費をもとに算出するのが基本ですが、この他、他の公共料金や住民の負担可能額も考慮する必要があると考えております。

次に、1の4(2)と1の4(3)でございますけれども、次に実施計画では3年ごとに料金の見直しをするようであるが、次の見直し時期はいつか、その際に値上げする可能性はあるのか、また、実のところ現在の料金は適正かとの御質問ですが、先ほどもお答えしたとおり、近年下水道処理水量の減少により年々使用料収入が減少しているところであり、使用料の見直しも検討する段階にあります。

また、下水道事業は、建設投資や維持管理費など長期にわたって多額の費用を要することから、その事業の構造上、費用すべてを使用料で賄うことは困難であり、当町を含め多くの自治体が一般会計からの繰入金等で費用を賄っております。このことから、財政の健全な運営という面から見れば、現在の料金は適正とはいえないと考えております。

次に、2の1(1)次に処理方法について、汚水処理施設と浄化槽における処理方法について、名称と仕組み、メンテナンスについて簡単に説明されたいとの御質問ですが、町内にある4つの公共下水道処理場は、オキシデーションディッチ法という処理方式であり、汚水を反応タンクの中で空気を送り込みながら循環させ、微生物の働きなどにより汚れの固まりを沈殿させ分離する仕組みです。浄化槽については、様々な処理方法がありますけれども、基本的には汚水を沈殿分離した後に処理槽に空気を送り込んだ状態で微生物により汚れを分解する仕組みであります。その主流は、嫌気ろ床接触ばっ気方式となっております。

通常のメンテナンスは、汚水処理施設が週1回の巡回管理のほか、汚泥の脱水、運搬であり、浄化槽については、4カ月に1回の保守点検と年1回の清掃、法定検査のほか、汚

泥の引き抜きを行っております。

2の1 (2) 次に水質はどの程度改善するのか、処理された水はどこに放流されるのかとの御質問ですが、今浜浄化センターを例にしますと、水の汚れの程度を示すBOD (生物化学的酸素要求量)という基準であらわしますと、処理前の流入水が250mg/lであったものが、処理後の放流水では約2.5mg/lに浄化しています。

なお、一般的に魚が快適に住める水質につきましては、BODが 5 mg/ℓ以下と言われております。

次に、放流された処理された水については、農業用排水路などから河川に放流されています。

2の2の(1)次に汚泥処理について、汚泥はどのように処分されているかについてですが、公共下水道処理施設で発生する汚泥は、産業廃棄物となることから、民間の中間処理施設に搬出し、そこで堆肥として再利用されております。農業集落排水施設及び浄化槽から出る汚泥につきましては、一般廃棄物となることから、羽咋郡市広域圏事務組合のし尿処理センターで処分されております。

2の2の(2)次に資源環境や汚泥エネルギー利用を考慮して、今後処分方法を変更することはあり得るのかについてですが、汚泥のバイオマス構想など今後は環境保全、資源循環などにも取り組んでいく必要があると考えられますが、処分方法の変更は、当町単独では対応が困難であり、近隣市町や石川県と協議を行いながら検討していきたいと考えております。

次に、3の(1)と3の(2)です。次に、管路の管理についてどのような作業が行われているのか。年間の費用は幾らかとの御質問ですが、管路の管理については、下水道担当者がパトロールにより段差や陥没などの確認、必要に応じてライト、鏡を用いて管路に異常がないかを確認しています。職員自らが作業を行っていることから、管路費用はかかっておりませんけれども、管路の詰まりや異常が見つかった場合は、業者委託により管路のカメラ調査、清掃を行っております。

次に、3の(3)次に、町民に対して注意して欲しい使用方法があれば述べられたいとのことですけれども、ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙や天ぷら油、薬品類は管路の詰まりや処理機能の低下につながるため、下水道に流さないよう注意していただきたいと思います。

また、タオルや下着などが処理場や中継ポンプ場において詰まるといったこともたびた

び発生しているため、タオルなどを誤ってトイレやふろの排水に流さないよう気をつけて もらいたいと思います。

これらのことについては、広報紙を通じて定期的に呼びかけており、最近では少なくなってきておりますけれども、今後も一人一人が注意して利用していただきたいと思います。 次に、災害対策についてであります。

4の(1)通常の汚水処理ができなくなる災害はどのようなものが考えられるかとの御質問ですけれども、直下型地震や津波により処理場が被災した場合、また長時間の停電が発生するような災害においては、汚水処理が困難になると考えております。

次に、4 (2) また、汚水処理系統、また関連する施設にはどのような被害が起きると考えられるか、それらの被害に対してどのような準備が必要か、またその準備は実施されているか、準備する計画はあるのかという御質問ですけれども、災害の規模にもよりますが、地震等で断水になれば水洗トイレは使用できなくなりますし、道路に被害があれば、管路やマンホールも被害を受け、下水道は使用できなくなります。また、電気がとまれば処理場の運転ができなくなります。

4 (3) と4 (4) の御質問です。被害に対する準備については、仮設トイレや仮設ポンプ、発電機などを常備することが必要ですが、下水道施設に関してだけでなく、町全体のライフラインの確保を考える必要があり、町防災計画の中で検討していかなければならないと考えております。

また、下水道施設の構造面からの耐震化については、多くの費用と年月を要することから、今後はあらかじめ被災を想定して被害の最小化を図る減災対策がより重要と考えております。また、被災した場合でも速やかに下水道が果たせる機能を維持・回復することを目的とする業務継続計画いわゆるBCPの策定が必要と考えております。

次に、4(5)と4(6)また、被災後の対処・復旧計画はあるか、災害対策を講じるような人的・財政的余裕はあるのかという御質問ですが、被災後の対処としては、担当職員で被害状況を確認した後、石川県の災害支援ルールに基づき、近隣市町、あるいは日本下水道事業団への応援要請を行い、早期復旧のための対応をお願いしたいと考えております。

災害対策に関しては、人的・財政的に十分とはいえないのが現状ですが、限られた条件 の中で減災対策等の強化を図るべきだと考えております。

次に、5 (1) 次に下水道事業の啓発について、小中学生に汚水処理や物質の循環、環

境問題に関する教育を行ってはとの御質問ですけれども、町内小学校では、3年、4年生が町教育委員会作成の「私たちの宝達志水町」という社会科資料を使っております。この中で6ページにわたり下水道の役割や仕組み、町の浄化センターなどについて紹介されております。4年生でその内容を学ぶことになっております。

また、授業の一環として、水道の浄水場と下水道処理場の施設見学をする小中学校もあり、今年度はこれまで宝達小学校4年生が施設を訪れ、上下水道について学んでおります。次に、5(2)と5(3)次に、町民を対象として汚水処理や下水道財政について説明する、また処理施設・排水場所等を見学する講座を行ってはどうか、汚水処理や下水道財政について説明する、また、処理施設・排水場所等を撮影した番組をさくらチャンネルで放送してはどうかという御提案ですが、これまでに一度さくらチャンネルで下水道について放映しておりますが、今後も町民の方に関心を持っていただき、理解を深めていただくためにも、内容を充実させるなどして事業の啓発に努めてまいりたいと考えております。

#### 〇議長(北本俊一君) 申し上げます。

質問は多岐にわたるんですけれども、中身的にはかなり重複している点があると思います。そして、答弁の方もやはりわかりやすく端的に答弁をお願いしたいというふうに思っております。

ふるさと振興室長 村井仁志君。

〔ふるさと振興室長 村井仁志君 登壇〕

**○ふるさと振興室長(村井仁志君)** 寳達議員の最後の質問、宝達山のトイレの整備についてお答えいたします。

現在、山頂公園には、取り壊しをした展望施設の跡に仮設トイレを設置しております。 宝達山整備計画検討委員会において、宝達山を魅力ある観光施設として整備するには何が 必要か協議をいただいている中で、山頂公園の設備として新たに環境に配慮したトイレの 設置の御意見もあり、トイレの整備は必要と考えておりますので、宝達山整備計画の策定 において検討してまいります。

以上です。

○議長(北本俊一君) 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

**〇学校教育課長(田村淳一君)** 寳達議員の御質問にお答えをいたします。

理科の授業での実験廃液をどのように処理をされているかとの御質問でございます。現

在、小学校では、保管している全量としましては約1リットルでございます。中学校では 一部再利用をいたしております。

なお、廃液及び使用不可能な試薬等につきましては、専門業者のほうに委託をし、毎年 度処理を行うことといたしております。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

**〇町長(津田 達君)** 寳達議員の先ほどの私の答弁で一部訂正をさせていただきます。 下水道事業の企業債償還ピーク時を先ほど23年から25年というふうにお答えいたしまし

たけれども、32年から35年でございますので、訂正させていただきます。

○議長(北本俊一君) 一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時より会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(北本俊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。

12番 小島昌治君。

[12番 小島昌治君 登壇]

O12番(小島昌治君) 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について 一般質問いたします。

最初にお聞きするのは、所得税及び地方税の障害者控除及び特別障害者控除の対象となる町高齢者への周知徹底についてであります。特に、要介護認定を受けた方への周知徹底についてであります。

所得税法上の障害者控除の対象となる障害者は、市町村長が認定をした方であります。 そして、介護保険法の要介護認定を受けた方については、障害者手帳を持っていなくても 県内すべての市町で所得税の障害者控除の対象になり得ます。地方税もそうであります。 控除される金額は、障害者1人27万円、特別障害者だと40万円です。また、障害者控除対 象者が親族と同居している場合は、75万円が控除されます。

宝達志水町内で介護保険を利用されている方でなく、介護保険を利用していない方でも 要介護認定を受けた方のほとんどの方が障害者控除の対象になり得ます。しかし、現状は 黙っていては町長は障害者控除の対象にしてくれません。控除対象の申請書を役場窓口に 提出して、障害者控除対象者認定書を町から発行してもらい、それを所得税の申告のとき に、またはサラリーマンの家族の被扶養者になっているときは、年末調整の際にその書類 を提示または提出しないと控除されません。

そこでお聞きします。平成23年分で障害者控除対象者数と障害者控除対象認定書の発行数を教えてください。

2番目には、障害者控除対象者数と認定書の発行数恐らく違うと思いますが、その違い の原因は何だと思っておられるかお答えください。

3番目に、かほく市では要介護認定者等に係る障害者控除対象者認定取扱要綱を作成して、障害者控除対象者数と認定書の発行数の一致を目指していますが、当町はそうなっていない、それはなぜなのかお答えください。

この問題の4番目には、すべての障害者控除対象者に確定申告及び年末調整の際に提出 する障害者控除対象者認定書の発行をもれなく行うことが重要な住民サービスだと考えら れますが、如何か。

次に、子どもの医療費助成制度の充実についてお聞きします。

町内の小さなお子さんを持つ若い御夫婦の間で、子どもが受診した病院の窓口で医療費を支払わない制度にして欲しい、こういう要望が非常に強いことは御承知のことだと思います。県内ほとんどの市や町の議会で、また石川県議会でもすべての政党、会派が谷本県知事に対して再三にわたり、病院窓口での無料化の議会決議を挙げているところからも明らかであります。

なぜ谷本知事なのかは、石川県の幼児医療費助成事業補助金交付要綱の中身が問題だからであります。その中身は、市や町独自で窓口無料化した場合は、県の責任部分、今は通院は3歳児まで、入院は就学前までだったと思いますが、補助も一切しない、こういうひどいペナルティをこの県の要綱の中で規定しているからであります。病院の窓口で子どもの医療費を支払わなくてもよい制度実現の壁になっているのがこの要綱を絶対に変えようとしない谷本石川県知事であります。この知事も県議会や県、県内の市や町の議会決議に迫られて昨年9月に今後どうしていくのかの考えをまとめたものを県議会に提出しました。中身を見ますと非常に消極的なものであり、国の動向を注視するとか、県内の市や町の意見を踏まえるという消極的な中身でありました。全国で36の都府県で子どもの医療費の病院窓口での無料化が実施されているのですから、国の動向を注視するのは必要ありません。

県内の多くの市や町で県への議会決議が挙がっているのですから、県内の市や町の意見を 踏まえなくてもわかりきったことであります。

ただ、県内の町長や市長が独自で県に対してこの問題で意見を挙げる方が少数派なのが問題だと思っています。その中で、金沢市長や小松市長、能美市長や羽咋市長など、県内の町長の中で意見を挙げておられる方もおられますが、独自に意見を挙げていると聞いています。何度も言いますが、県は今後どうするかは先ほど紹介したように、県内の市や町の意見を踏まえる、こういうことを言っていますから、県内の首長の一人一人が県に対して意見を挙げていくことが重要視されるのであります。

議会に関して言いますと、県内ほとんどの議会は県に意見書を提出しています。そのことを踏まえ、3点お聞きいたします。

1点目は、こういう県のひどい要綱がある中でも、医療費の窓口無料化を行っている自 治体はどこか教えてください。また、宝達志水町が規定された子どもたちの医療費の窓口 無料化を実施するとしたら、石川県幼児医療費助成事業補助金交付要綱に従えばどれだけ のペナルティが科せられるのかを教えてください。

3番目には、先ごろある新聞紙上で県の町長会、津田町長も入っておられますが、県内の町長さんの会、町長会が子どもの医療費の助成金要綱の変更を求めていないとの県の健康福祉部長の談話を掲載しましたが、事実なのかどうか、窓口無料化のために県への意見陳述は町長は行う考えがあるのかないのかお聞きして、次の質問にいきます。

次に、これも子どもたちの問題でありますが、通学路の交通安全の確保についてお聞き します。

児童や生徒が巻き込まれる事件が多発しています。今年4月に発生した京都府亀岡市で登校中の児童の列に車が突っ込んだ事故で、ついに文部科学省や国土交通省、警察庁が連携し、通学路の交通安全を守る取り組みが行われることとなりました。その取っかかりに公立小学校を対象とし、道路管理者と学校と警察、この三者が連携し、保護者や地域住民等の協力も得て、8月末までに緊急合同点検が実施されることになりました。この点検で要対策箇所この指摘を受けたところに関しては、文部科学省が教育委員会、警察、道路管理者に今後対策を検討、実施するようにとの通知を5月30日に出したと聞いています。そして、先月8月8日には、文部科学省内で教育や交通工学、交通規制などの各分野の有識者の懇談会が開催され、合同点検後の対策を検討するための視点が提起されました。

さて、このことを踏まえて数点お聞きします。

まず、合同点検についてであります。子どもたちの通学路の合同点検についてです。

この合同点検は、子どもの安全にかかわる多くの方の知識をできるだけ広く聞かせていただくというのが大事です。合同点検に直接参加されたのはどなたでどのように行ったのかお聞きします。また、その際に冬場の積雪時の通学路の安全という調査視点があったのかどうかもお聞きします。また、文部科学省に提出した提出書類の確認が参加者すべてにあったのかどうかお聞きします。

次に、要対策箇所はどれだけあって、対策の検討と実施にはどういうスケジュールで臨 むのかお聞きいたします。

4点目に地域経済活性化についてお聞きいたします。

全国1,742の市、区、町村で多くの自治体が住宅リフォーム助成制度を実施しています。 これまでも何度も議会で質問したりしてきていますが、それは地域経済にとって有効な制 度だからであります。利用した地域住民にとってもリフォームを実施する建設28業種の 方々にとっても、加えて町の財政にとっても有効な制度だと明らかであります。

全国では地域経済を活性化させるために、定例議会ごとに住宅リフォーム助成制度を採用する自治体が増えてきています。石川県内でも津幡町を皮切りに3市町が実施しています。

今日は、津幡町にこの施策の視察を日本共産党の県内地方議員団で行いましたので、津 幡町で実施されている住宅リフォーム助成制度の検討をこの一般質問の場で行っていきた いと思います。

まず、私がこの制度の紹介を含め、議会で一般質問をし始めたときは、全国で300余りの自治体が実施しているだけでありましたが、それから2年、一体どれだけの自治体で現在実施されるようになったのかをお聞きします。

次に、実際に津幡町で実施されている住宅リフォーム助成制度についてお聞きしますが、 最初に津幡町では今年度補正予算も含めて4,000万円の住宅リフォーム助成の予算を計上 しましたが、どれだけの金額の住宅リフォーム事業が津幡町全体で行われたのか、言いか えれば津幡町の業者の方々にどれだけの事業が行われたのかお聞きします。また、津幡町 の住宅波及効果はどれだけとみなしているかお聞きします。

そして、今年度の予算で住宅リフォーム助成制度にかかわった業者は、津幡町では法人、 個人でどれだけあるのかもお聞きします。

また、納税との関係では、住宅リフォーム助成制度はどのような納税との関係で貢献を

しているのかお聞きします。また、実施した業者の反応や声をお聞きしたいと思います。

次に、町内業者も利用町民も、そして行政も喜ぶ住宅リフォーム助成制度の実施に向け て検討を始めるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きして、一般質問を終わります。

〇議長(北本俊一君) 町長、津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長(津田 達君) 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民サービス向上の一環として、本町の高齢者で障害者控除の認定対象者となる 方々全員に税の申告にかかる障害者控除対象者認定書を発送することについてであります が、平成24年度分の税の申告に間に合うように対象者すべてに発行することとしておりま す。

次に、子どもの医療費助成制度の御質問についてでございます。

これまでにも県に対して町長会を通じて、県の補助制度の拡充について要望していると ころであります。町といたしましては、引き続き町長会を通じて、制度の拡充について要 望してまいりたいというふうに考えております。

また、これまで議会の答弁、また新聞報道との矛盾するのが如何かというようなことでございますけれども、町長会の対応といたしましては、23年度の臨時総会におきまして、24年度の予算に対する要望を出しております。この中の1項目として、子ども医療費助成制度及びひとり親家庭の医療費拡充について、これは全町共同で8町共同で県に対して要望を出しております。

これに対する県の回答でございますけれども、「子ども医療費助成制度及びひとり親家庭の医療費拡充についての項目について、国では社会保障と税の一体改革の成案や子ども子育て新システムの中間取りまとめを踏まえ、子育て支援について検討が進められており、乳幼児医療費助成制度の見直しに当たっては、こうした国の動向をしっかりと見極めていかなければならないと考えている。なお、乳幼児やひとり親家庭の医療費に対する助成については、国において所要の財源措置を講じるよう引き続き全国知事会を通じて国に要望する」という回答をいただいておりますので、御報告させていただきます。ひいて町長会の取り扱いと私の申しておることは矛盾しておりません。

それから、次に、通学路の交通安全の確保についての質問でございますけれども、要対 策箇所は19箇所ございます。今年度に対応できるものがあるか検討することとし、国、県 及び警察に対する要請すべきものについては、速やかに要請したところであります。 また、今浜地内の県道宝達今浜線のガードパイプのように既に新しいものに更新してい ただいた箇所もございます。

また、町で対応するものについては、年次計画でできるものから実施してまいりたいというふうに考えております。例えばカーブミラーの設置、路側帯の整備がございます。

なお、児童生徒には交通安全に十分気をつけて登下校するよう、学校から指導している ところでございます。

次に、住宅リフォーム助成制度の実施に向けて検討すべきとの御質問でございますが、 平成24年6月定例会の一般質問でお答えしておりますとおり、宝達志水町では建築物耐震 改修促進補助金制度を実施しているほか、住宅新築等奨励金制度、あるいはバリアフリー に対する補助金助成制度、それから、自立支援型住宅リフォーム推進事業、さらには、下 水道の接続における住宅の改造資金融資あっせんとそのほかには利子補給による助成制度 を実施しておりまして、町民からの制度創設の意見も現在のところ届いていないことから、 現在のところ住宅リフォーム助成についての実施は予定しておりません。

また、本町は本町なりで財政状況によりまして、財政の中で行財政運営を実施しておりますので、よそとの横並びも確かにあるかもわかりませんけれども、独自な運営で健全財政に向けて取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

詳細については、担当課長から御答弁させます。

〇議長(北本俊一君) 住民課長 村井一隆君。

〔住民課長 村井一隆君 登壇〕

**〇住民課長(村井一隆君)** 小島議員の御質問にお答えいたします。

子どもの医療費助成制度の充実について、第1点目の御質問でございます。

子どもの医療費窓口無料化を行っている自治体はどこかという御質問でございます。全国で見ると、群馬県をはじめ東京都、岐阜、和歌山県など35都府県でございます。

また、県内では、窓口無料化を実施している市町村はございません。

次に、2点目の石川県が窓口無料化を行ったら市町村にペナルティを科すことを県の要綱で規定しているが、宝達志水町が条例で規定した子どもの医療費を窓口無料化した場合、そのペナルティの額は幾らかという御質問でございます。

県の要綱では、乳幼児の医療のための一部負担金を医療機関等に支払った場合において、 この支払った1カ月分を控除した額について補助を行うことと規定しております。給付対 象者からの申請に基づき給付する償還払いを原則としているものであり、どこにもペナル ティを科す規定はございません。

そこで、仮に県の償還払いによる補助を受けず、町が全額負担するとするならば、町の 持ち出しの増加分は年間約250万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長(北本俊一君) 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

**〇健康福祉課長(松栄 忍君)** 小島議員の障害者控除対象者認定書の発行にかかる御質問にお答えいたします。

まず、平成23年分の所得税及び住民税の申告における障害者控除対象者は297人となっております。また、23年分の税の申告時に新たに発行いたしました障害者控除対象者認定書いわゆる障害者控除証明書は16件でございます。ただし、この証明書は継続して利用できることになっておりますことから、制度発足以来の発行総数は79件でございますが、何人の方が23年分の申告で障害者控除を受けられたかということについてはわかっておりません。

また、介護保険の要介護、要支援認定者数と障害者控除証明書の発行件数が違うことの原因についてでございます。

要介護等の認定者イコール障害者控除対象者の認定者にはならないことになります。

なお、要綱の違いについてでございます。先ほどの町長答弁にもありましたとおり、平成24年分の確定申告に間に合うように速やかに改正したいと考えております。その時点で違いはなくなると思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長(谷川弘一君) 小島議員の御質問にお答えいたします。

1点目の住宅リフォーム助成制度は、全国でどれだけの自治体で行われているかとの御質問ですが、石川県建築住宅課の資料によりますと、今年6月1日現在で447自治体で実施しております。

2点目からの津幡町が実施している住宅リフォーム関係については、津幡町から聞き取り調査を実施したことをお含みください。

その1点目として、4,000万円の予算での工事額については、8月31日現在で助成申請 金額が4,467万8,000円、全体の工事額については3億7,048万4,000円と聞いております。

2番目の経済波及効果についてですが、津幡町の66業者が請け負いました。その中で、 法人、個人の内訳ですけれども、法人が34社、個人が32社となっているそうでございます。 次に、税金との関係については、事業実施が1年未満ということから、貢献度について は、不明という回答をいただいております。

次に、業者の反応や声についてでありますが、町内で住宅開発が進んだ約20年前に家を 建てられた方のリフォーム時期と重なった特殊事情もありますが、制度が後押しになった との意見もあると聞いております。

〇議長(北本俊一君) 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長(田村淳一君) 小島議員の御質問にお答えをいたします。

緊急合同点検での御質問でありますが、この点検は小学校校区ごとに行い、参加機関といたしましては、学校からは校長、教頭、警察からは羽咋警察署交通課、町からは道路整備担当の地域整備課、交通安全担当の環境安全課、そして学校教育課の職員が参加をいたしました。

次に、調査の形態については、各学校が事前に把握している、危険と思われる箇所を主に点検参加者がいたしました。現地確認の際には、その内容といたしましては、道路幅、それに歩道の有無、安全施設、交差点の見通し、カーブミラー、横断歩道の必要性などの点検を行いました。

冬場の積雪時の通学路の調査視点でございますが、児童生徒が安全に通学できるよう除 雪の必要性についても調査した場所もありますが、冬場の安全が確保できるよう、学校と ともに今後調査をしてまいりたいとこのように考えております。

提出書類の確認につきましては、地域整備課、環境安全課、学校教育課で確認を行い、 各小学校への点検結果を報告し、情報の共有を図っております。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

**〇12番(小島昌治君)** 子どもの医療費助成の件でお聞きしたいんですけれども、住民課長は先ほど県内で窓口無料化を行っているところがないと言われたんですけれども、その

とおりなんです。ただ、やり方がありまして、やり方というのはどんなやり方といいますと、輪島市とか、金沢市というのはペナルティを受けないようなやり方をされているんです。輪島市は、子どもが生まれたらすぐ町に登録して、それに基づいて病院に行ったら病院のほうからこの子がかかりましたよという連絡がいったら、自動的にその子どもの親の通帳に保険にかかわる医療費を払ったお金が振り込まれる、こんな関係になっているんです。これは金沢市もそうです。これは自動償還制度というらしいんです。ですから、親に余り迷惑かけないでやる方法、県のペナルティも外しながら迷惑かけないでやる方法というのは、自動償還制度というのをぜひ検討して欲しいと思うんです。そこをちょっと最後答弁いただきたいと思います。

それと、地域活性化、要するに住宅リフォームですけれども、今、公共事業でもそうですけれども、建設業の個人にしろ法人にしろなかなか少なくなったでしょう、一時から見れば。一時からというか、多過ぎたときもありましたけれども、本当にその中で多くの個人、法人の業者の方々が大変な思いをされていると思っています。ぜひその業者だけでなくて、住民も何かの機会があれば住宅リフォームできるよ、やろうというのは、これを機会にやるというところが結構あるんです。ですから、津幡町は約4,000万円強予算使いましたけれども、3億%らの工事が町全体で住宅リフォームにかかわる3億数千万円と先ほど言われた、3億7,000万円ですか、工事がやられたと、やられた業者のところも行って聞いてきました。これで食いつなげると、こんなことを言っておられる業者もいたし、税金滞納しておったけれども、これでちゃんとそこに入ることによって税金を納めることができるようになった、実は役場の課長さんもこういう約束をして、そういう意味では貢献しているんやということを担当の課長、都市計画課でしたか、そこの課長さんも実は言っておられたんですけれども、ですから、私、町長は先ほどいろいろな耐震云々とか、奨励バックアップ云々というのがあって言われましたけれども、津幡町にしろほかやっているところは全部それをひっくるめてできるそういう制度なんです。

財源は町長はないみたいなことを言っておられました。私はあると思っています。3月議会では2億6,000万円減債基金に積んだんですよね。わざわざ0.1%の借金を急いで返すんです。0.1%の借金をそんなに急いで返す必要はありません。6月議会では1億5,000万円減債基金に積んだです。この議会で予定されているのは6,400万円を減債基金に積む、これ全部貯金です。合計しますと4,800万円ぐらいのお金を今年1年でぽんぽんぽんと3月、6月、9月で積むんです。これを全部住民のための住宅リフォームに使えと言ってい

るわけではないんです。これの20分の1、10分の1でも30分の1でも使えば、本当に公共 事業がなくなった建設業者の方々にとっても、住民が今直したくても直せないような状況 にあるのが改善していける、住みやすい環境をつくっていける、そんな思いがありますの で、ぜひこれちょっと検討していただけませんか。今やるとかそういうのは言えないと思 いますけれども、ぜひ研究していただく、その立場で臨んでいただけたらと思うんです。 この二つ再質問いたします。

〇議長(北本俊一君) 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

**〇町長(津田 達君)** 小島議員の再質問にお答えいたします。

新たに助成制度の新設ということでございますけれども、先ほどお答えしたとおり、新たにそういう制度の要望というのはまだ私のところに挙がってきておりませんし、今の制度で十分足りているのではなかろうかというふうに思っております。

今また財政状況について詳しく話しされましたけれども、やはり現在の町の財政状況を 見ますと、財政の健全化が主な最重点課題ということで取り組んでおります。少しでも借 金を返す、基金は若干積んでおりますけれども、即返せないものもございます。そういう ことで、財政再建を最優先で現在取り組んでおる以上は、新たに現在のところ制度を設け るという考えはございません。

それぞれ各町村によっては、町によっては取り組みがそれぞれ違いますので、私の町は あくまでも財政健全化ということを優先にして、後世に借金を残さないという方法でこれ からも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、子ども医療費の助成についてやり方があるということでございますけれども、 どういう方法があるか担当課で一応調べさせてみたいと思っております。県にいろいろと クレームのないような方法があれば、町としても対応すべきことがあればしますし、そう でなければなかなかできないものはできないということになりますので、その辺は御承知 おき願いたいと思います。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 次に、2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

今定例会において私は、新病院建設基本構想についてと宝達志水町教育行政の指針に伴 う23年度の報告書について、そして、地籍調査についての3点について質問させていただ きたいと思います。

まず、新病院建設基本構想についてですが、今定例会冒頭でも町長が触れておりましたが、お聞きしたいと思います。

当町にある国民健康保険志雄病院は、この地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を果たしていると思います。ただ、近年多くの公立病院においては、経営状況の悪化や医師、看護師不足などに伴い、医療体制の縮小を余儀なくされているなど、経営環境、医療提供体系の維持が極めて厳しい状況にあると思います。

そこで、町長の諮問機関で検討されていた新病院建設基本構想についてお聞きしたいと 思います。

まずは、志雄病院の現状についてお聞かせください。そして、病院の建て替えの必要性、できれば建設規模、場所の候補地などについてもお聞かせ願います。それに伴ってですが、新しいその病院の構想にある施設の整備、医療需要の動向なども教えてください。

続いてですが、宝達志水町教育行政の指針に伴う23年度の報告書について、教育長にお 尋ねいたします。

前定例会に議員に配付された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に 基づいた点検評価報告書の内容を読ませていただきました。私事ではありますが、就学児 童を持つ親として、報告事項の内容は教育全般にわたり、大変興味深いものでありました。

ここで教育長にお伺いいたします。この評価報告書について、今後の課題などを含め、 今年度はどのような活動施策をお考えでしょうか。お聞かせください。

また、最近報道などであった滋賀県の大津市のいじめ問題、多くの保護者の方は大変関心があったと思います。このいじめ問題に対してのお考えもお聞かせください。

これにつけ加えになるんですが、新統合中学校に向け、町内の小学校間の交流事業等を 行っているとは思いますが、このような交流をもっと増やすようなことはお考えでしょう か。お聞かせください。

最後になりましたが、現在当町で行っている地籍調査についてお聞かせください。

地籍調査は、国土調査法に基づく国土調査の一つとして実施されています。昭和26年の開始から半世紀以上が過ぎていますが、23年度時点での全国の進捗状況は50%程度で、石川県に至っては14%という状況です。

そこで、当町での現在の進捗状況と今後の完了目標年度を教えてください。

また、大変時間と労力がかかる作業と聞いております。地籍調査にかかわる専任の職員 の配置などのお考えはあるかなどもお聞かせください。

以上であります。

〇議長(北本俊一君) 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長(津田 達君) 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、新病院建設基本構想の策定にあたりましては、病院運営特別委員会及び有識者、 各種団体の代表者で構成しました志雄病院整備検討委員会の意見、あるいは提案を踏まえ まして、策定したものであります。

また、建設後の健全経営を図るため、限られた財源の中で、効率的で機能的な施設整備を進め、町民から信頼される病院としての役割を十分果たせるような計画といたしました。 御質問の第1点目、志雄病院の現状でありますが、現在の病床数は、一般病床60床、療養病床40床、このうち介護病床20床であります。

患者数は、平成23年度で外来で1日当たり173人、入院が79.8人であります。経営状況につきましては、平成14年度から平成23年度まで10年間黒字経営を堅持していることから、この間の累積欠損金も平成13年度末で3億2,000万円余りから平成23年度末で1,300万円余りと大きく減少しております。さらに、本年度にはこの残った累積欠損金を解消の上で、新たに利益剰余金が計上できる見込みであります。

次に、病院建て替えの必要性でありますが、現在の志雄病院は、昭和38年に建設されまして、増改築を繰り返しながら今日に至っており、設備も老朽化し、耐震性能も不十分であります。また、増改築により職員の動線が長いため、看護効率も悪く、駐車場も狭いことなどから、今後も地域に密着した病院としての役割を果たすために、移転新築を計画しているところであります。

規模につきましては、在院日数のさらなる短縮化、あるいは医師不足等から、総病床数は現在よりも15床少ない85床を計画しております。その内訳は、一般病床を45床、医療療養病床20床、介護療養型老人保健施設20床であります。平成28年度の開院を目指すものであります。

候補地といたしましては、計画では1万2,000平米を想定しておりますが、この用地に つきましては、あくまで新たな土地を購入することなく、現在の町有地の中から最適な用 地を選択し、有効活用を図りたいと考えております。

次に、施設整備につきましては、現在の標榜する診療科の維持を原則とし、情勢等の変化に応じて必要な見直しと救急医療の充実、医療機器の充実、電子カルテの導入、在宅医療の推進、地域医療連携室の設置などを考えております。

次に、医療需要の動向につきましては、診療報酬改定の基本方針であります社会保障・ 税の一体改革案で示した2025年のイメージを見据え、病院勤務医や医療従事者の負担軽減、 医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支え る在宅医療等の充実を基本方針の重点課題としております。

新病院では、地域に密着した病院として、地域住民の健康と医療の確保のために果たしてきた役割を継続し、医療・保健・福祉の連携のさらなる強化を図っていきたいと考えております。

なお、設置場所等につきましては、一応基本構想が作成されております。この中で1万2,000平米という数字が出ておりますので、所有地の中で有効活用できるところがあればそこへ持っていきたいと、つきましては病院運営特別委員会で一応この構想を審議していただきまして、12月議会には基本設計の予算を計上してまいりたいというふうに考えております。またその節はよろしくお願いいたします。

あと細かいことは担当課長から説明させます。

〇議長(北本俊一君) 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長(山下 茂君) 久保議員の御質問にお答えします。

点検評価にかかわる報告書についての御質問でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」と規定されており、本町教育委員会でもこの規定に基づき行っているところでございます。

本報告書は、本町の学校教育をはじめとする生涯学習の振興など教育行政について多岐にわたり点検評価したものであります。

その中で、特に学校教育の課題は、学力の向上であります。一昔前のような詰め込み教育による学力の向上ではなく、基礎・基本を大切にした取り組みのあり方が問題であり、いろいろな考え方が学力の向上に対してあると思われますが、現在は教科書の音読と基礎

的な計算力の育成を柱に、学校に指示しているところであります。

また、生涯学習においては、町民の皆様が健康で明るく学習できる環境づくりを今以上に進めるとともに、生涯スポーツにおいて宝達志水町スポーツクラブとの連携で、町民の皆様が主体となり、その地域の特性を生かしたスポーツ振興づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、いじめの問題についての御質問でありますが、いじめは以前は弱い者をいじめるという概念でありましたが、近年は少し違ってきております。リーダーでもいじめに遭うケースがございます。また、いじめはどこの学校でも起こるという考えのもと、本町では子どもたちの中にあるふざけがきっかけとなってそれが助長されることのないよう、学校長に早めの対応をお願いしております。

また、町教育委員会としても、報告書にございます「学校が楽しいですか」というアンケート調査の中で、「そう思わない」と回答した児童生徒に対して、学校側でその要因、なぜ楽しくないのかということを把握するように指示しているところであります。

児童生徒の中には、勉強が嫌いな子もいるとは思いますが、学校は本来児童生徒にとって楽しいところであって欲しいと願っております。本町の大事なたからたちが元気にすくすくと成長するためにも、いじめには断固対処してまいりたいと考えております。

次に、統合中学校の開校に向けた小学校間の交流事業についてでありますが、統合中学 校の円滑な開校に向け、大変重要な事業であると考えております。

交流事業については、陸上競技大会、水泳記録会、器械運動交歓会、宝達山クリーン登 山等を行い、交流を図っているところでございます。

交流事業を増やす件については、授業時数の確保という問題がございます。この点につきましては、学校長と協議をしながら、時間のとれる範囲で、また必要性のある取り組みを中心に今後企画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(北本俊一君) 産業振興課長 近岡和良君。

〔產業振興課長 近岡和良君 登壇〕

O産業振興課長(近岡和良君) 2番 久保議員の地籍調査事業の御質問にお答えします。 この地籍調査事業は、国土調査促進特別措置法に基づき作成される「国土調査事業10箇 年計画」に基づいて行われている事業で、昭和37年の法制定から現在第6次の10箇年計画 が進行中であります。 現在の進捗状況ですが、本町の地籍調査対象面積は、107.53平方キロであり、そのうち23年度までの完了面積は、押水地区では15.67、志雄地区では6.18、合計で21.85平方キロが完了しております。

町全体の進捗率でございますが、20.3%であります。実施箇所につきましては、地籍調査事業の必要性と効果の観点から、平野部を優先に行っており、地区的には押水地区の平野部はおおむね完了しております。志雄地区におきましては、樋川地区が完了し、現在、子浦区に入っており、ここでもやはり平野部を中心にその作業を進めているところであります。

今後の完了目標年度についてですが、平成31年度までの第6次10箇年計画で、現在行っている子浦区を完了する計画にしており、それ以降の7次の計画は現在のところございませんけれども、進めるとするならばこれまでの進捗状況からして、平野部が完了するにしても、20年以上かかると思われます。また、山間部を含めた町全体の完了目標年度ともなると、今のところ見込みがつかないのが現状でございます。

そこで、現在1名の兼務で進めているのを専任職員の配置により事業の進捗度を上げることが必要との認識はありますけれども、国の厳しい事業予算や担当職員のその他業務とのバランスを考えた場合、専任職員の配置は現在のところ難しいと考えております。

以上でございます。

○議長(北本俊一君) 以上で通告がありました一般質問がすべて終了いたしました。 これをもって一般質問を終結いたします。

#### ◎決算特別委員会の設置

〇議長(北本俊一君) お諮りいたします。認定第1号 平成23年度宝達志水町一般会計 歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄 病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、7名の委員で構成する 決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに 御異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件は、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

### ◎決算特別委員会委員の選任について

○議長(北本俊一君) お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私のほうより指名をいたします。

決算特別委員会の委員に北 信幸君、守田幸則君、林 一郎君、津田 勤君、宮本 満君、土上 猛君、久保喜六君を指名いたしたいと思います。これに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(北本俊一君) 起立多数です。したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩午後2時01分再開

○議長(北本俊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、林 一郎君、副委員長、宮本 満君、以上のとおりであります。

## ◎委員会付託

○議長(北本俊一君) お諮りいたします。議案第45号から請願第3号までの議案4件、報告1件、請願1件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号から請願第3号までの議案4件、報告1件、請願1件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

# ◎休会の議決

○議長(北本俊一君) お諮りいたします。委員会審査のため明9月11日から9月13日までの3日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 御異議なしと認めます。したがって、明9月11日から9月13日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

## ◎散 会

○議長(北本俊一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は9月14日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時04分散会

# 平成24年9月14日(金曜日)

# ◎出席議員

奢 達 典 番 守 則 番 久 9 田 幸 俊 2 番 久 保 六 10 番 北 本 3 番 土上 猛 11 番 金 田 之 治 4 番 柴 田 捷 12 番 小 島 昌 治 番 宮 本 満 番 幸 5 13 北 信 6 番 津 田 勤 14 番 近 岡 義 治 番 林 8 郎

## ◎欠席議員

なし

## ◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

## ◎説明のため議場に出席した者の職氏名

長 町 津 達 田 長 副 町 中 谷 浩 之 教 育 長 下 茂 Ш 参 事 北 山 茂 夫 総 務 課 長 太 田 永 作 財 政 課 長 松 浦 敏 昭 情報推進課長 高 下 良 博 住 民 井 課 長 村 隆 税 務 課長 溝 和 夫  $\Box$ 環境安全課長 粟 典 原 政

健康福祉課長 松業 忍 保険予防課長 中 村 努 産業振興課長 尚 和 良 近 ふるさと振興室長 村 井 仁 志 地域整備課長 Ш 弘 谷 学校教育課長 村 淳 田 生涯学習課長 村 井 伸 行 会 計 課 長 林 谷 茂 和 志雄病院事務局長 高 畠 信 夫

# ◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

日程第5 各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続

調査及び継続審査

#### ◎開 議

○議長(北本俊一君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、9月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎委員長報告

○議長(北本俊一君) それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

〇病院運営特別委員長(守田幸則君) 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月11日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、押水クリニックの経営状況など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案1件は原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、病院運営特別委員長報告といたします。

〇議長(北本俊一君) 次に、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長(宮本 満君) 委員長報告を申し上げます。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月11日に教育厚生 常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その 経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、介護施設整備事業補助金や若者等定住バックアップ事業補助金など、多く の質疑がありました。活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件はいずれ も原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本 会議において議決を願うことで、委員各位の御承諾いただいたこともあわせて御報告申し 上げます。

以上、当委員会付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長(北本俊一君) 次に、総務産業建設常任委員長 林 一郎君。

[総務産業建設常任委員長 林 一郎君 登壇]

〇総務産業建設常任委員長(林 一郎君) 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月12日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告中し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりでございます。 当委員会では、防災対策や災害復旧事業などに関する多くの質疑があり、活発な審査が 行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定し、請願1件は不採択とすべきものと決定いたしました。その後、所司原地内の災害現場を視察し、散会いたしました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本 会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告い たします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長(北本俊一君) 以上で委員長報告は終わりました。

## ◎委員長報告に対する質疑

○議長(北本俊一君) 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 [「なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結 いたします。

#### ○討 論

○議長(北本俊一君) これから議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

**○12番(小島昌治君)** 私は議案すべてに賛成し、原発の請願についてのみ賛成討論を行 うものであります。

志賀原子力発電所の再稼働をしないよう、町議会が県知事に求めて欲しいという女性の 団体からの請願に賛成し、討論を行います。

まず、原子力発電所を再稼働しないようにする権限は、国と石川県知事、そして志賀町の町長が持っています。志賀原発のUPZ圏内の我が宝達志水町にとって、原発の危険から町民の健康と安全を守るべき町議会ができ得る数少ない中での1つのことが、この請願の採択を行い、県知事に意見を上げることだと考えます。

さて、志賀原発とはどういう原発でしょうか。志賀原発がつくられる1号機のとき、1 号機の真下を走る活断層を隠し続けて建設許可が出されてつくられ、福島第一原発の事故 を受けて全原発の見直しが行われたことによって、今大きな問題になっている原発であり ます。また、志賀原発2号機は、建設申請中に1号機の臨界事故を6年間も隠し続けて建 設許可をもらい、でき上がった原発だということを忘れるわけにはいきません。

さて、今年7月に福島原発事故に関する国会の事故調査委員会が報告書を発表しました。 そこには、事故は自然災害でなく人災だと断言されていることであります。また、電力会 社が力を持ち、原子力を規制する機関を働かせなかったという点が強く指摘されています。 また、そこには、福島第一原発の原子炉の損壊の原因は津波だけでなく、地震そのものの 可能性も指摘したことであります。また、この夏、大飯原発が今、稼動されておりますが、 稼動しなくても電力が余っていたことを電力会社が認めました。こういう状況の中で、子 どもを放射能から守りたいと思う県民が増え続けているのは当然であります。

政府の行った原発のパブリックコメントでも、8割が原発ゼロを求めていることが明らかになり、政府自身もとうとう正式に、国民の過半数は原発ゼロを求めていると表明しました。いつまでも原発にしがみつくのは、原発による利益を独占する一部の者だけだということが国民的に明らかになりつつあります。

一方で、日本の自然エネルギーへの可能性も注目を集めています。現在の技術水準や社会的な制約なども考慮して、実際のエネルギーとなり得る資源量は太陽光、中小水力、地熱、水力だけでも20億キロワット以上と環境省は推定しています。この20億キロワットというのは、日本にある発電設備の電力供給能力の10倍です。また、原発54基の発電能力の約40倍に匹敵する量であります。日本の自然エネルギーの技術は世界的でも先進的なものであり、日本の技術を使って、日本よりはるかに進んだ自然エネルギーの取り組みを行っている国も少なくありません。

日本における総発電量の25%を占める原発をゼロにし、自然エネルギーの置き換えと、低エネルギー社会への取り組みで、総発電量の2割から3割程度を自然エネルギーにするという目標は、日本の技術水準から見ても、世界の国々での自然エネルギーへの取り組みから見ても、決して不可能ではありません。

日本の問題は、電力需要も原発効果ガス対策も原発に依存し続けてきた政治の遅れにこそあります。この5年間に、原子力対策には国家予算で約2兆円以上の税金がつぎ込まれてきましたが、自然エネルギーは6,500億円にも達していません。今こそ本格的な自然エネルギーの導入にシフトチェンジすべきでありますし、それによって、仕事おこしや雇用創出が可能であります。

それは自治体の取り組みとしても可能です。国内では、高知県梼原町や岩手県葛巻町のような先進例も生まれています。町民の不安にこたえ、危険な志賀原発の再稼働をやめさせるための県知事への意見書を採択することへの賛成を求め、討論といたします。

○議長(北本俊一君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

**〇議長(北本俊一君)** 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

## ◎採 決

○議長(北本俊一君) これより採決に入ります。

議案第45号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本俊一君) 次に、議案第46号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正 予算(第1号)及び議案第47号 宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算 (第1号)の議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第46号及び議案第47号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第47号 の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本俊一君) 次に、議案第48号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する 条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(北本俊一君) 起立多数です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり 可決されました。

〇議長(北本俊一君) 次に、報告第3号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長(北本俊一君) 次に、請願第3号 石川県知事あてに志賀原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は採択することに賛成の方は起 立願います。

[賛成者起立]

○議長(北本俊一君) 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

#### ◎閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長(北本俊一君) 次に、各委員長の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から会議規則第75条の規定によって、 各委員会の所管事務及び所掌事務調査並びに付託審査のため、閉会中の継続調査及び継続 審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出の とおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(北本俊一君) 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉議・閉会

○議長(北本俊一君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 津 田 勤

署名議員 宮本 満